

埼玉県  
サービス付き高齢者向け住宅  
運営の手引  
(資料編)



埼玉県都市整備部住宅課  
福祉部高齢者福祉課  
令和7年4月

## 目 次

- 1 高齢者の安全・安心の観点等を踏まえたサービス付き高齢者向け住宅制度の適確な実施等について（平成25年7月31日老高発0731第1号・国住心第84号厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推課長通知）
- 2 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成27年3月31日老高発0331第2号・国住心第227号厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長通知）
- 3 埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針
- 4 埼玉県サービス付き高齢者向け住宅危機管理マニュアル

# 1

## 高齢者の安全・安心の観点等を踏まえたサービス付き高齢者向け住宅制度の適確な実施等について

(平成25年7月31日老高発0731第1号・国住心第84号厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推課長通知)

平成 25 年 7 月 31 日  
老高発 0731 第 1 号  
国住心第 84 号

各 

〔 都 道 府 県 指 定 都 市 中 核 市 〕	住宅担当部長 殿
	福祉担当部長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長

国土交通省住宅局安心居住推進課長

高齢者の安全・安心の観点等を踏まえたサービス付き高齢者向け住宅制度  
の適確な実施等について

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 5 条に定めるサービス付き高齢者向け住宅（以下「本住宅」という。）の登録制度（以下「本制度」という。）の施行から 1 年半以上が経過し、多様な特色を有する本住宅が多数供給される中、本年 6 月末ではその登録戸数が約 11 万戸超となっている。

その一方で、この間、認知症高齢者グループホームでの火災事故が本年 2 月に発生したこと等により、改めて高齢者が安心して暮らすことができる環境整備の重要性が認識されたところである。

そこで、高齢者の安全・安心を一層確保する観点から、これまでの実態調査の結果等を踏まえつつ本制度の適確な実施に関し、下記のとおり通知する。

については、地域の実情に応じ、法第 4 条に定める高齢者居住安定確保計画（以下単に「高齢者居住安定確保計画」という。）の策定、登録事務、指導・監督等に当たり、下記の事項を参考としていただくとともに、貴管下市町村に対してもこの旨周知いただくようお願いする。

また、併せて本住宅の供給及びサービス提供等については、下記第 1 から第 3 までに掲げる事項（第 1 の 2 なお書きの事項を除く。）を参考に実施することが望ましい旨を本住宅の登録事業者及び登録を受けようとする者に周知いただくようお願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言である。

記

## 第1 住宅、設備等に関する事項

### 1 界壁に関する事項

入居者の居住環境を向上させるため、隣接する住戸からの日常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないように低減する観点から、建築基準法（昭和25年法律第201号）における共同住宅に該当しない場合であっても、本住宅の各住戸は、同法第30条に基づく界壁により区分されたものとするのが望ましい。

### 2 駐車場及び駐輪場に関する事項

本住宅は、入居者が高齢者や介護の必要な方であることから、一般的な共同住宅の場合と比べて入居者自らが自動車や自転車を運転する機会が少ないことなど、利用の状況が異なることが想定される。そのため、駐車場及び駐輪場（以下「駐車場等」という。）を整備するに当たっては、入居者の適正な家賃負担などを考慮し、次の(1)から(3)までに掲げる事項を勘案して、実際の利用状況に即した整備を行うことが望ましい。

(1) 想定する入居者の身体的状況等を勘案した利用の状況

(2) 入居者の家族等の来客による利用の状況

(3) 従業員、提携事業者等による業務上の利用の状況

なお、駐車場等の整備について条例等により定められている場合は、関係部局との連携のもと、当該条例等も踏まえつつ、本住宅の利用の状況に即した適切な駐車場等の整備が図られるよう努められたい。

## 第2 サービスの提供に関する事項

### 1 状況把握サービス及び生活相談サービスの提供体制に関する事項

状況把握サービス及び生活相談サービス（以下「状況把握サービス等」という。）は、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「共同省令」という。）の規定により、一定の資格を有する者（以下「資格者」という。）が原則として、夜間を除き、本住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する建物に常駐することが求められている。

状況把握サービス等の提供に当たっては、入居者の安全・安心を確保する観点から、原則として日中は資格者が365日常駐する体制を整える必要がある。ただし、これにより難しい場合は、次の(1)又は(2)などの方法により、資格者が常駐していない日における入居者の状況を能動的に把握する体制を整えるとともに、契約締結時等において入居者本人に対し十分説明しておくことが望ましい。

(1) 常駐していない日の日中に、少なくとも一度は資格者が本住宅に赴き、入居者の状況把握を行う。

(2) 赤外線等により動体を検知するセンサー、水道の利用状況を検知する水量センサー等の入居者の住戸内での動態を把握できる装置の設置等により、資格者が常駐していない日における入居者の日常行動が長時間にわたって確認できない場合に、即時に安否確認や緊急時対応に着手できるような体制を確保する。

なお、夜間にあつては、各居住部分に、入居者の心身の状況に関し必要に応じて通

報する装置を設置することによる対応が可能とされているところであるが、入居者の心身の状況に応じて、資格者が常駐する体制を確保することが望ましい。

## 2 状況把握サービス等の提供とプライバシーに関する事項

本住宅の登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、状況把握サービス等の提供に当たり、プライバシーの確保について十分に考慮する必要がある。特に状況把握を行う際の各住戸への訪問については、緊急時対応を除き、入居者の意に反して行われた場合、入居者とのトラブル等を惹起するおそれがあることから、契約締結時等において入居者本人に対し十分説明の上、どのような場合に登録事業者が状況把握のために訪問するかについて、明示的に入居者の同意を得ておくことが望ましい。

## 第3 本住宅の管理運営に関する事項

### 1 緊急時対応・防災体制に関する事項

非常災害時等における入居者の生命又は身体の安全を確保する観点から、登録事業者は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うことが望ましい。

### 2 敷金に関する事項

一般的に「敷金」とは、賃料その他の債務を担保するためあらかじめ交付される金銭であるとされているが、当該敷金については、地域における取引慣行を参酌しつつ、前述の目的に沿って必要な範囲で受領することが望ましい。

## 第4 本制度に係る登録基準の強化、緩和等について

本住宅の登録基準のひとつとして、高齢者居住安定確保計画に照らして適切であることが定められている（法第7条第1項第9号）。また、高齢者居住安定確保計画において、共同省令に定める登録基準を強化し、又は緩和することが可能となっている（共同省令第15条）。

このように、本住宅に係る登録基準の強化、緩和等を行うためには、都道府県が高齢者居住安定確保計画において定めることが必要であり、これに基づかない場合、法令上の登録基準には当たらないので注意が必要である。

以上

# 2

## 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

(平成27年3月31日老高発0331第2号・国住心第227号厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長通知)

平成27年3月31日  
老高発0331第2号  
国住心第227号

各 

〔	都道府県	〕	住宅担当部長	殿
	指定都市		福祉担当部長	殿
	中核市			

厚生労働省老健局高齢者支援課長

国土交通省住宅局安心居住推進課長

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則  
の一部を改正する省令の施行について

「公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（平成27年厚生労働省・国土交通省令第1号。以下「改正省令」という。）は平成27年3月27日に公布され、同年4月1日より施行されることとなっている。

改正省令の施行に当たっては、下記事項にご留意の上、法令に基づくサービス付き高齢者向け住宅制度の的確かつ円滑な運用が図られるようお願いする。

記

第1 改正の趣旨

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録（以下「登録」という。）については、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「施行規則」という。）第11条において、一定の資格を有する者（以下「資格者」という。）がサービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する建物に常駐し、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供することを登録基準として規定しているところ、特に空家を活用してサービス付き高齢者向け住宅を整備する場合、当該登録基準に適合した常駐場所を確保することが困難な状況となっている。

今般、空家を活用してサービス付き高齢者向け住宅を整備するニーズが高まっていること等を踏まえて、当該登録基準について見直すこととした。

また、同条において、状況把握サービスの提供方法等が登録基準として明確に規定されていなかったところ、今般、入居者の安全及び安心を確保するため、状況把握サービスの提供方法等の登録基準についても規定することとした。

## 第2 改正の概要等

### 1. 資格者が常駐する場所の見直し（施行規則第11条第1項関係）

(1) 改正省令による改正前の施行規則（以下「旧施行規則」という。）では、資格者が常駐する場所について、サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する建物としていたところ、これに「サービス付き高齢者向け住宅の敷地に近接する土地に存する建物」を加えることとする。

(2) 「サービス付き高齢者向け住宅の敷地に近接する土地に存する建物」は、サービス付き高齢者向け住宅の敷地から歩行距離で概ね500m以内に存する建物とする。改正省令による改正後の施行規則（以下「新施行規則」という。）第7条第1号の規定により提出されるサービス付き高齢者向け住宅及び資格者が常駐する場所の位置を表示した付近見取図並びに新施行規則別記様式第1号の登録申請書に記載されるサービス付き高齢者向け住宅の敷地に近接する土地に存する建物の所在地等に基づき、判断されたい。

### 2. 状況把握サービスの提供方法等の明確化（新施行規則第11条第2項、第3項及び第4項関係）

(1) 旧施行規則では、状況把握サービスの提供方法等について明確に規定されていなかったところ、状況把握サービスについては、資格者が「各居住部分への訪問その他の適切な方法」により、毎日一回以上、提供することとする。なお、資格者が常駐していない日においても、当該状況把握サービスを提供しなければならないことに留意されたい。

(2) 「各居住部分への訪問その他の適切な方法」は、居住部分への訪問、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービス等の提供時における確認等、資格者が能動的に入居者の状況を把握する方法とする。新施行規則別記様式第1号の登録申請書に記載される毎日1回以上の状況把握サービスの提供方法等に基づき、判断されたい。

(3) 「各居住部分への訪問その他の適切な方法」について、資格者がサービス付き高齢者向け住宅の敷地に近接する土地に存する建物に常駐する場合において、入居者から居住部分への訪問を希望する旨の申出があったときは、訪問に限られる。なお、入居者からの申出は、入居契約締結の前後を問わないが、入居契約締結の前に入居しようとする者に対し十分説明の上、申出の有無の確認を行うことが望ましい。

(4) 新施行規則においても、資格者が常駐していない時間は、各居住部分に、入居者の心身の状況に関し必要に応じて通報する装置を設置して状況把握サービスを提供することとしているが、入居者の心身の状況に応じて、資格者が常駐する

体制を確保することが望ましい。

### 3. 経過措置（改正省令附則第2条及び第3条関係）

- (1) 平成27年4月1日前に登録を受けた者又は登録の申請をしている者は、旧施行規則第11条の登録基準が適用される。
- (2) 平成27年4月1日前に登録を受けた者又は登録の申請をしている者が提出している登録申請書の添付書類及び登録申請書は、旧施行規則第7条第1号及び別記様式第1号の様式が適用される。当該者が登録申請書の添付書類又は登録申請書の記載事項の変更の届出を行う場合、新施行規則第7条第1号又は新施行規則別記様式第1号の様式により新たに記載が求められる事項を届け出る必要はない。
- (3) 平成27年4月1日前に登録を受けた者又は登録の申請をしている者が平成27年4月1日以後に法第5条第2項の登録の更新を受けようとする場合は、新施行規則の規定が適用される。

## 第3 留意事項

### 1. 新施行規則の適用について

改正省令により、空家を活用したサービス付き高齢者向け住宅の供給促進等を図ることとしているが、平成27年4月1日以後に登録（法第5条第2項の登録の更新を含む。）の申請をする者には、当該登録に係るサービス付き高齢者向け住宅が空家か否かに関わらず、新施行規則の規定が一律に適用されることに留意されたい。

### 2. 一の建物に常駐する資格者が複数のサービス付き高齢者向け住宅に状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する場合の扱いについて

- (1) 改正省令により、サービス付き高齢者向け住宅の敷地に近接する土地に存する建物を資格者が常駐する場所とすることが可能となることから、一の当該建物に常駐する資格者が複数のサービス付き高齢者向け住宅に状況把握サービス及び生活相談サービスを提供することも考えられる。この場合においても、法第5条第1項の規定に基づき、登録は建築物ごとになることに留意されたい。
- (2) (1)の場合、1名の資格者が複数のサービス付き高齢者向け住宅に状況把握サービス及び生活相談サービスを提供することも考えられるが、当該資格者が状況把握サービス及び生活相談サービスを提供するためにサービス付き高齢者向け住宅に訪問しているときに、一の当該建物に資格者が1名も配置されなくなる場合は、当該サービス付き高齢者向け住宅以外のサービス付き高齢者向け住宅において資格者が常駐していないことになることに留意されたい。

### 3. 平成27年4月1日前に登録を受けた者又は登録の申請をしている者が常駐場所を移設する場合の扱いについて

平成27年4月1日前に登録を受けた者又は登録の申請をしている者が、サービス付き高齢者向け住宅の敷地に近接する土地に存する建物を資格者が常駐する場所とする場合は、法第13条第1項第1号の登録の抹消の申請を行った上で、新たに登録の申請を行わなければならないことに留意されたい。

#### 第4 その他

「高齢者の安全・安心の観点等を踏まえたサービス付き高齢者向け住宅制度の適確な実施等について」（平成25年7月31日老高発0731第1号・国住心第84号厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長通知）第2「1 状況把握サービス及び生活相談サービスの提供体制に関する事項」の規定は、平成27年4月1日以後に登録（法第5条第2項の登録の更新を含む。）の申請をする者には適用しない。

以 上

# 3

埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針

## 埼玉県有料老人ホーム設置運営指導指針

令和 6 年 12 月 6 日  
福祉部長決裁

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームのうち、埼玉県が所管する有料老人ホームの設置・運営に関して、標準となる指導指針については以下のとおり定める。

### 1 用語の定義

この指導指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### 一 有料老人ホーム

老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する施設。

ただし、老人福祉法第 34 条の規定により指定都市又は中核市が届出の受理等を行う有料老人ホーム及び知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成 11 年埼玉県条例第 61 号）第 2 条の規定により市町村が届出の受理等を行う有料老人ホームを除く。

#### 二 有料老人ホーム事業

老人を入居させ、次のイからニまでのいずれかをする事業

イ 入浴、排せつ又は食事の介護

ロ 食事の提供

ハ 洗濯、掃除等の家事の供与

ニ 健康管理の供与

#### 三 サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項の登録を受けている高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホーム

#### 四 サービス付き高齢者向け住宅事業

高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づき、高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービスその他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業として登録を受けている事業

#### 五 設置者

有料老人ホームの設置者（複数の事業者が協同して有料老人ホーム事業を運営する場合の各事業者及び委託を受けた事業者を含む。）

#### 六 管理者

職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う立場にある者（有料老人ホームの施設長、サービス付き高齢者向け住宅の責任者など、その呼称に関わらない）

#### 七 特定施設入居者生活介護等

次のイ、ロ及びハに掲げるサービス

イ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 11 項に規定する特定施設入居者生活介護

ロ 介護保険法第 8 条第 21 項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護

ハ 介護保険法第 8 条の 2 第 9 項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護

#### 八 介護サービスを提供する有料老人ホーム

次のイ及びロに掲げる有料老人ホーム

イ 特定施設入居者生活介護等を提供する有料老人ホーム

ロ 設置者が、介護サービス（介護保険法第 40 条に規定する介護給付又は同法第 52 条に規定する予防給付に係る介護サービス以外の介護サービス）を提供する有料老人ホーム

### 2 基本的事項

有料老人ホームの事業を計画するに当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 有料老人ホーム経営の基本姿勢としては、入居者の福祉を重視するとともに、安定的かつ継続的な事業運営を確保していくことが求められること。特に、介護サービスを提供する有料老人ホームにあっては、より一層、入居者の個人としての尊厳を確保しつつ福祉の向上を図ることが求められること。
- (2) 老人福祉法に規定する帳簿の作成及び保存、情報の開示、権利金等の受領の禁止並びに前払金の保全措置及び返還に関する規定を遵守するとともに、入居者等に対し、サービス内容等の情報を開示するなどにより施設運営について理解を得るように努め、入居者等の信頼を確保することが求められること。

- (3) 老人福祉法、介護保険法、建築基準法、消防法等の関係法令や本指針を満たすだけでなく、より高い水準の施設運営に向けて努力することが期待されること。
- (4) 特定施設入居者生活介護等の事業者の指定を受けた有料老人ホームにあつては、本指針に規定することのほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 37 号）、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）又は「指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）のうち当該施設に該当する基準を遵守すること。
- (5) 高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針（平成 21 年厚生労働省・国土交通省告示第 1 号）の五の 4「高齢者居宅生活支援サービスの提供」を参考に、特定の事業者によるサービスを利用させるような入居契約を締結することなどの方法により、入居者が希望する医療・介護サービスを設置者が妨げてはならないこと。
- (6) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）による開発許可又は建築許可申請が必要な場合にあっては当該申請を行う前、開発許可対象外の場合にあっては建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築確認の申請を行う前から、地元市町村及び建築安全センターと十分な事前協議を行うこと。
- (7) 建築確認後速やかに、有料老人ホームの設置を行う前に、知事に、老人福祉法第 29 条第 1 項の規定に基づく届出を行うこと。
- (8) 知事への届出後（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、登録後）に入居募集を行うこと。
- (9) 埼玉県福祉のまちづくり条例（平成 7 年条例第 11 号）の規定を遵守すること。
- (10) 本指針に基づく指導を受けている場合は、当該届出を行った上で、本指針の遵守に向け計画的に運営の改善を図ること。
- (11) サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものにあつては、3、4、5、6 及び 10 の規定は適用せず、高齢者の居住の安定確保に関する法律第 7 条第 1 項に定める登録基準によること。

### 3 設置者

- (1) 設置者は、老人福祉施設の場合と異なり、地方公共団体及び社会福祉法人に限定されるものではないこと。
- (2) 公益法人にあつては、有料老人ホームの事業を行うに当たって主務官庁の承認を得ていること。
- (3) 事業を確実に遂行できるような経営基盤が整っているととも、社会的信用の得られる経営主体であること。
- (4) 個人経営でないこと。また少数の個人株主等による独断専行的な経営が行われる可能性のある体制でないこと。
- (5) 他業を営んでいる場合には、その財務内容が適正であること。
- (6) 役員等の中には、有料老人ホーム運営について知識、経験を有する者等を参画させること。さらに、介護サービスを提供する有料老人ホームの場合は、役員等の中に高齢者の介護について知識、経験を有する者を参画させるなど介護サービスが適切に提供される運営体制が確保されていること。

### 4 立地条件

- (1) 入居者が健康で安全な生活を維持できるよう、交通の利便性、地域の環境、災害に対する安全性及び医療機関等との連携等を考慮して立地すること。特に、有料老人ホームは、入居者である高齢者が介護等のサービスを受けながら長期間にわたり生活する場であることから、住宅地から遠距離であったり、入居者が外出する際に不便が生じるような地域に立地することは好ましくないこと。
- (2) 有料老人ホームの事業の用に供する土地及び建物については、有料老人ホーム事業以外の目的による抵当権その他の有料老人ホームとしての利用を制限するおそれのある権利が存しないことが登記簿謄本及び必要に応じた現地調査等により確認できること。
- (3) 借地による土地に有料老人ホームを設置する場合又は借家において有料老人ホーム事業を実施する場合には、入居契約の契約期間中における入居者の居住の継続を確実なものとするため、契約関係について次の要件を満たすこと。
  - 一 借地の場合（土地の所有者と設置者による土地の賃貸借）
    - イ 有料老人ホーム事業のための借地であること及び土地の所有者は有料老人ホーム事業の継続について協力する旨を契約上明記すること。
    - ロ 建物の登記をするなど法律上の対抗要件を具備すること。

- ハ 入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合（利用権方式による契約等）には、借地借家法（平成3年法律第90号）第3条の規定に基づき、当初契約の借地契約の期間は30年以上であることとし、自動更新条項が契約に入っていること。
  - ニ 無断譲渡、無断転貸の禁止条項が契約に入っていること。
  - ホ 設置者による増改築の禁止特約がないこと、又は、増改築について当事者が協議し土地の所有者は特段の事情がない限り増改築につき承諾を与える旨の条項が契約に入っていること。
  - ヘ 賃料改定の方法が長期にわたり定まっていること。
  - ト 相続、譲渡等により土地の所有者が変更された場合であっても、契約が新たな所有者に承継される旨の条項が契約に入っていること。
  - チ 借地人に著しく不利な契約条件が定められていないこと。
- 二 借家の場合（建物の所有者と設置者による建物の賃貸借）
- イ 有料老人ホーム事業のための借家であること及び建物の所有者は有料老人ホーム事業の継続について協力する旨を契約上明記すること。
  - ロ 入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合（利用権方式による契約等）には、当初契約の契約期間は20年以上であることとし、更新後の借家契約の期間（極端に短期間でないこと）を定めた自動更新条項が契約に入っていること。
  - ハ 無断譲渡、無断転貸の禁止条項が契約に入っていること。
  - ニ 賃料改定の方法が長期にわたり定まっていること。
  - ホ 相続、譲渡等により建物の所有者が変更された場合であっても、契約が新たな所有者に承継される旨の条項が契約に入っていること。
  - ヘ 建物の賃借人である設置者に著しく不利な契約条件が定められていないこと。
  - ト 入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合には、建物の優先買取権が契約に定められていることが望ましいこと。
- (4) 借地・借家等の契約関係が複数になる場合にあっては、土地信託方式、生命保険会社による新借地方式及び実質的には二者間の契約関係と同一視できる契約関係であって当該契約関係が事業の安定に資する等やむを得ないと認められるものに限られること。
- (5) 定期借地・借家契約による場合には、入居者との入居契約の契約期間が当該借地・借家契約の契約期間を超えることがないようにするとともに、入居契約に際して、その旨を十分に説明すること。なお、入居者との入居契約の契約期間の定めがない場合には、定期借地・借家契約ではなく、通常の借地・借家契約とすること。
- 5 規模及び構造設備
- (1) 建物は、入居者が快適な日常生活を営むのに適した規模及び構造設備を有すること。
  - (2) 建物は、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物とすること。
  - (3) 建物には、建築基準法、消防法（昭和23年法律第186号）等に定める避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故・災害に対応するための設備を十分設けること。  
また、緊急通報装置を設置する等により、入居者の急病等緊急時の対応を図ること。
  - (4) 建物の設計に当たっては、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」（平成13年国土交通省告示第1301号）を参考として、入居者の身体機能の低下や障害が生じた場合にも対応できるよう配慮すること。
  - (5) 建物の配置及び構造は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生について十分考慮されたものであること。
  - (6) 次の居室を設けること。
    - 一 一般居室
    - 二 介護居室  
設置者が自ら介護サービスを提供するための専用の居室であり、要介護・要支援者（以下、「要介護者等」という。）の状況等に応じて適切な数を確保すること。
    - 三 一時介護室  
設置者が自ら一時的な介護サービスを提供するための居室であり、入居者の状況等に応じて適切な数を確保すること。なお、一般居室で一時的な介護サービスを提供することが可能である場合は一時介護室を設置しなくてもよいこと。
  - (7) 次の設備について、居室内に設置しない場合は、全ての入居者が利用できるように適当な規模及び数を設けること。

- 一 浴室
  - 二 洗面設備
  - 三 便所
- (8) 設置者が提供するサービス内容に応じ、次の共同利用の設備を設けること。
- 一 食堂
  - 二 医務室又は健康管理室
  - 三 看護・介護職員室
  - 四 機能訓練室（専用室を確保するに限らず、機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合を含む。）
  - 五 談話室又は応接室
  - 六 洗濯室
  - 七 汚物処理室
  - 八 健康・生きがい施設（スポーツ、レクリエーション等のための施設、図書室その他の施設）
  - 九 ナースコール等通報装置
  - 十 エレベーター（2階建以上の場合）
  - 十一 前各号に掲げるもののほか、事務室、宿直室その他の運営上必要な設備
- (9) (6)、(7)及び(8)に定める設備の基準は、次によること。
- 一 一般居室、介護居室及び一時介護室は次によること。
    - イ 個室（ただし、入居者が夫婦である等のプライバシーの確保に支障が生じない間柄の者同士である場合に限り、2人利用を認める。）とすることとし、入居者1人当たりの床面積は、13.2㎡（面積の算定方法はバルコニー及び便所・収納（可動式のものを除く）・洗面設備等（足元のスペースがないもの）の面積を除き、内法方法による。）以上とすること。
    - ロ 各個室は、建築基準法第30条の規定に基づく界壁により区分されたものとする。
  - 二 医務室を設置する場合には、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第16条に規定する診療所の構造設備の基準に適合したものとすること。
  - 三 要介護者等が使用する浴室は、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
  - 四 要介護者等が使用する便所は、居室内又は居室のある階ごとに居室に近接して設置することとし、緊急通報装置等を備えるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
  - 五 介護居室のある区域の廊下は、入居者が車いす等で安全かつ円滑に移動することが可能となるよう、次のイ又はロによること。
    - イ すべての介護居室が個室で、1室当たりの床面積が18㎡（面積の算定方法はバルコニーの面積を除き、壁芯方法による。）以上であって、かつ、居室内に便所及び洗面設備が設置されている場合は、手すりの間の有効幅で、片廊下にあつては廊下の幅は1.4m以上とすること。ただし、中廊下（廊下の両側に居室、浴室、便所等入居者の日常生活に直接使用する設備のある廊下）の幅は1.8m以上とすること。
    - ロ 上記以外の場合は、手すりの間の有効幅で、片廊下にあつては1.8m以上、中廊下にあつては2.7m以上とすること。
- 6 既存建築物等の活用の場合等の特例
- (1) 既存の建築物を転用して開設される有料老人ホーム又は定員9人以下の有料老人ホームについて、建物の構造上5(9)に定める基準を満たすことが困難である場合、次のいずれかの基準を満たす場合、当該基準に適合することを要しない。
- 一 次のイ、ロ及びハの基準を満たすもの
    - イ すべての居室が個室であること。
    - ロ 5(9)に定める基準を満たしていない事項について、重要事項説明書又は管理規程に記入し、その内容を適切に入居者又は入居希望者に対して説明すること。
  - ハ 次の①又は②のいずれかに適合するものであること
    - ① 代替の措置（入居者が車いす等で安全かつ円滑に移動することが可能となる廊下幅を確保できない場合において、入居者の希望に応じて職員が廊下の移動を介助することなど）を講ずること等により、5(9)の基準を満たした場合と同等の効果が得られると認められるものであること。
    - ② 将来において5(9)に定める基準に適合させる改善計画を策定し、入居者への説明を行っていること。
- 二 次のイ及びロの基準を全て満たすもの。

イ 建物の構造について、一の口の規定による措置を行っていること。

ロ 次の①から③にすべて適合しており、外部事業者によるサービスの受入や地域との交流活動の実施などにより、事業運営の透明性が確保され、かつ、入居者に対するサービスが適切に行われているなど、適切な運営体制が確保されていると知事が個別に認めたもの。

① 外部事業者によるサービスの受入れについて、2(5)及び8(10)の遵守を入居契約書又は重要事項説明書に記入し、その内容を適切に入居者又は入居希望者に対して説明すること。

② 地域との交流活動の実施などによる事業運営の透明性の確保について、8(11)の規定による運営懇談会を年1回以上必ず開催するものとして、重要事項説明書又は管理規程に記載していること。

③ その他入居者に対するサービスが適切に行われていることについて、7(職員の配置、研修及び衛生管理等)、8(有料老人ホームの運営)及び9(サービス等)の規定にすべて適合していること。

(2) 5(2)の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの要件を満たし、かつ所管する消防の指導により新設、改修された木造かつ平屋建ての有料老人ホームであって、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたものについては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(3) 戸建住宅等(延べ面積200㎡未満かつ階数3以下)を有料老人ホームとして利用する場合においては、在館者が迅速に避難できる措置を講じることにより、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成23年法律第74号。以下「改正法」という。)の施行(平成23年10月20日)の際現に改正法による改正前的高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に規定する高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を受けている高齢者専用賃貸住宅であった有料老人ホームについては、5(2)、(3)、(6)、(7)、(8)及び(9)の基準を適用しない。

ただし、建築基準法、消防法等に定める避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故、災害に対応するための設備を十分に設けるとともに、緊急通報装置を設置する等により、入居者の急病等緊急時の対応を図ること。

## 7 職員の配置、研修及び衛生管理等

### (1) 職員の配置

一 職員の配置については、入居者の数及び提供するサービス内容に応じ、その呼称にかかわらず、次の職員を配置すること。

イ 管理者

ロ 生活相談員(サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号)第11条第1号の規定に基づく状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する職員)

ハ 栄養士

ニ 調理員

二 介護サービスを提供する、又は要介護者等を入居対象とする有料老人ホームの場合は、上記の他、次によること。

イ 要介護者等を直接処遇する職員(介護職員及び看護職員をいう。以下「直接処遇職員」という。)については、サービスの安定的な提供に支障がない職員体制とすること。

ロ 上記イの職員体制については、有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護等を提供しないもの)にあつては、入居者ごとに提供する指定訪問介護等の介護保険サービスに従事する者のほかに、直接処遇職員を夜間及び深夜を含む常時、1人又は必要数を確保し、勤務表に明記しておくこと。また、当該直接処遇職員は一に掲げる管理者等の職員と兼務しないこと。

ハ 看護職員については、入居者の健康管理に必要な数を配置すること。ただし、看護職員として看護師の確保が困難な場合には、准看護師を充てることができる。

ニ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する

者を配置すること。

ホ 管理者その他の介護サービスの責任者の地位にある者は、高齢者の介護について知識、経験を有する者を配置すること。

三 入居者の実態に即し、もしくは夜間及び深夜に提供するサービスの内容に応じて、緊急時又は夜間及び深夜のサービスに対応できる数の職員を配置し、もしくは連絡体制を整備すること。

(2) 職員の研修

一 職員に対しては、採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること。特に、生活相談員及び直接処遇職員については、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について研修を行うこと。

二 介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。

(3) 職員の衛生管理等

一 職員の心身の健康に留意し、職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時及び採用後において定期的に健康診断を行うとともに、就業中の衛生管理について十分な点検を行うこと。

二 適正なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発するとともに、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する等、必要な措置を講じること。

また、入居者やその家族等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するなど、必要な対策を講じることが望ましい。

8 有料老人ホーム事業の運営

(1) 管理規程の制定

入居者の定員、利用料、サービス内容及びその費用負担、介護を行う場合の基準、医療を要する場合の対応などを明示した管理規程を設けること。

なお、上記内容を含み、入居者に対する説明事項を適切に提示している資料であれば、その呼称にかかわらず、管理規程として扱って差し支えない。

(2) 名簿の整備

緊急時において迅速かつ適切に対応できるようにする観点から、入居者及びその身元引受人等の氏名及び連絡先を記載した名簿を整備しておくこと。

(3) 帳簿の整備

老人福祉法第 29 条第 6 項の規定を参考に、次の事項を記載した帳簿を作成し、当該入居者が退所後 2 年間保存すること。

イ 有料老人ホームの修繕及び改修の実施状況

ロ 老人福祉法第 29 条第 9 項に規定する前払金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録

ハ 入居者に供与した次のサービス（以下「提供サービス」という。）の内容

- ① 入浴、排せつ又は食事の介護
- ② 食事の提供
- ③ 洗濯、掃除等の家事の供与
- ④ 健康管理の供与
- ⑤ 安否確認又は状況把握サービス
- ⑥ 生活相談サービス

ニ 緊急やむを得ず入居者に身体的拘束を行った場合にあっては、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由

ホ 提供サービスに係る入居者及びその家族からの苦情の内容

ヘ 提供サービスの供与により入居者に事故が発生した場合は、その状況及び事故に際して採った処置の内容

ト 提供サービスの供与を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の名称、所在地、委託に係る契約事項及び業務の実施状況

チ 設備、職員、会計及び入居者の状況に関する事項

(4) 個人情報の取り扱い

(2) の名簿及び(3) の帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(個人情報保護委員会・厚生労働省)」を遵守すること。

(5) 業務継続計画の策定等

イ 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照すること。

また、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

ロ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他の設置者との連携等により行うことも差し支えない。

ハ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(6) 非常災害対策

イ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。

ロ イに規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること。

ハ 食糧その他の非常災害時において必要となる物資を備蓄するよう努めること。

(7) 衛生管理等

感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じること。

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下、「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。なお、委員会については、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。

ロ 感染症及びまん延の防止のための指針を整備すること。

ハ 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。なお、訓練については、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

(8) 緊急時の対応

(5) から(7)に掲げるもののほか、事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。なお、当該計画の策定や訓練の実施にあたっては、(5) から(7)に定める計画や訓練と併せて実施することとして差し支えない。

(9) 医療機関等との連携

イ 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。その際、入居者の急変時等に、相談対応や診療を行う体制を常時確保した協力医療機関を定めるよう努めること。

ロ 当該有料老人ホームの設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めること。

ハ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

ニ 入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該有料老人ホームに速やかに入居させることができるよう努めること。

ホ あらかじめ、歯科医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくよう努めること。

ヘ 協力医療機関及び協力歯科医療機関との協力内容、協力医療機関及び協力歯科医療機関の診療科目、協力科目等について入居者に周知しておくこと。

ト 入居者が適切に健康相談や健康診断を受けられるよう、協力医療機関による医師の訪問や、嘱託医の確保などの支援を行うこと。

チ 入居者が、医療機関を自由に選択することを妨げないこと。協力医療機関及び協力歯科医療機関は、あくまでも、入居者の選択肢として設置者が提示するものであって、当該医療機関における診療に誘引するためのものではない。

リ 医療機関から入居者を患者として紹介する対価として金品を受領することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を受けることにより、入居者が当該医療機関において診療を受けるように誘引してはならないこと。

(10) 介護サービス事業所との関係

イ 近隣に設置されている介護サービス事業所について、入居者に情報提供すること。

ロ 入居者の介護サービスの利用にあつては、設置者及び当該設置者と関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導しないこと。

ハ 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げないこと。

(11) 運営懇談会の設置等

有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から、運営懇談会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、その運営に当たっては、次の事項について配慮すること。

ただし、入居定員が少ないなどの理由により、運営懇談会の設置が困難なときは、地域との定期的な交流が確保されていることや、入居者の家族との個別の連絡体制が確保されていることなどの代替となる措置があり、かつ、当該措置が運営懇談会の代替になるものとして入居者への説明を行っている場合にあつては、この限りでない。

イ 運営懇談会は、管理者、職員及び入居者によって構成されること。

ロ 運営懇談会の開催に当たっては、入居者（入居者のうちの要介護者等についてはその身元引受人等）に周知し、必要に応じて参加できるように配慮すること。

ハ 有料老人ホーム事業の運営について外部からの点検が働くよう、職員及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを加えるよう努めること。

ニ 運営懇談会では、次に掲げる事項を定期的に報告し、説明すること。また、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めること。

① 入居者の状況

② サービス提供の状況

③ 管理費、食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容

9 サービス等

(1) 設置者は、入居者に対して、契約内容に基づき、次に掲げるサービス等を自ら提供する場合にあつては、それぞれ、その心身の状況に応じた適切なサービスを提供すること。

一 食事サービス

イ 高齢者に適した食事を提供すること。

ロ 栄養士による献立表を作成すること。

ハ 食堂において食事をすることが困難であるなど、入居者の希望に応じて、居室において食事を提供するなど必要な配慮を行うこと。

二 生活相談・助言等

イ 入居時には、心身の健康状況等について調査を行うこと。

ロ 入居後は入居者の各種の相談に応ずるとともに 適切な助言等を行うこと。

三 健康管理と治療への協力

イ 入居時及び定期的に健康診断（歯科に係るものを含む。）の機会を設けるなど、入居者の希望に応じて健康診断が受けられるよう支援するとともに、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持

のための適切な措置をとること。

- ロ 入居者の意向を確認した上で、入居者の希望に応じて、健康診断及び健康保持のための措置の記録を適切に保存しておくこと。
- ハ 入居者が一時的疾病等のため日常生活に支障がある場合には介助等日常生活の世話をを行うこと。
- ニ 医療機関での治療が必要な場合には適切な治療が受けられるよう医療機関への連絡、紹介、受診手続、通院介助等の協力をを行うこと。

#### 四 介護サービス

イ 介護サービスを提供する有料老人ホームにあつては、契約に定めるところにより、当該有料老人ホーム又はその提携有料老人ホーム（一定限度以上の要介護状態になった場合に入居者が住み替えてそこで介護サービスを行うことが入居契約書に明定されているものに限る。）において行うこととし、当該有料老人ホームが行うべき介護サービスを介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所又は特別養護老人ホーム等に行わせてはならないこと。なお、この場合の介護サービスには、医療行為は含まれないものであること。

ロ 契約内容に基づき、入居者を一般居室、一時介護室又は介護居室において入居者の自立を支援するという観点に立つて処遇するとともに、常時介護に対応できる職員の勤務体制をとること。

ハ 介護記録を作成し、保管するとともに、主治医との連携を十分図ること。

#### 五 安否確認又は状況把握

入居者が居住部分への訪問による安否確認や状況把握を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等その他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施すること。

安否確認等の実施にあつては、入居者の安否確認又は状況把握については、安全・安心の確保の観点のみならず、プライバシーの確保について十分に考慮する必要があることから、その方法等については、運営懇談会その他の機会を通じて入居者の意向の確認、意見交換等を行い、できる限りそれを尊重したものとすること。

#### 六 機能訓練

介護サービスを提供する有料老人ホームにあつては、要介護者等の生活の自立の支援を図る観点から、その身体的、精神的条件に応じた機能訓練等を実施すること。

#### 七 レクリエーション

入居者の要望を考慮し、運動、娯楽等のレクリエーションを実施すること。

#### 八 身元引受人への連絡等

イ 入居者の生活において必要な場合には、身元引受人等への連絡等所要の措置をとるとともに、本人の意向に応じ、関連諸制度、諸施策の活用についても迅速かつ適切な措置をとること。

ロ 要介護者等については、入居者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を身元引受人等へ定期的に報告すること。

#### 九 金銭等管理

イ 入居者の金銭、預金等の管理は入居者自身が行うことを原則とすること。ただし、入居者本人が特に設置者に依頼した場合、又は入居者本人が認知症等により十分な判断能力を有せず金銭等の適切な管理が行えないと認められる場合であつて、身元引受人等の承諾を得たときには、設置者において入居者の金銭等を管理することもやむを得ないこと。

ロ 設置者が入居者の金銭等を管理する場合にあつては、依頼又は承諾を書面で確認するとともに、金銭等の具体的な管理方法、本人又は身元引受人等への定期的報告等を管理規程等で定めること。

#### 十 家族との交流・外出の機会の確保

常に入居者の家族との連携を図り、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるとともに、入居者の外出の機会を確保するよう努めること。

- (2) 設置者は、(1)各号に掲げるサービス等の提供に係る入居者との契約を締結する場合、その職員に対して、提供するサービス等の内容を十分に周知徹底すること
- (3) 有料老人ホームの職員が、介護保険サービスその他の業務を兼ねる場合にあつては、各職員について、それぞれが従事する業務の種別に応じた勤務状況を明確にする観点から、適切に勤務表の作成及び管理を行うこと。
- (4) 設置者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、次の事項を実施すること。

- イ 同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力すること。
- ロ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- ハ 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ニ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ホ ロからニまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  
当該担当者は、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の責任者と同一の従業員が務めることが望ましい。なお、同一施設内での複数担当の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入居者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。
- ヘ その他同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずること。

- (5) 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。
- (6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。  
また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。

- (7) 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。
- ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ハ 介護職員その他の従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

## 10 事業収支計画

### (1) 市場調査等の実施

構想段階における地域特性、需要動向等の市場分析や、計画が具体化した段階における市場調査等により、相当数の入居者が見込まれること。

### (2) 資金の確保等

初期総投資額の積算に当たっては、開設に際して必要となる次に掲げる費用等を詳細に検討し積み上げて算定し、必要な資金を適切な方法で調達すること。また、資金の調達に当たっては主たる取引金融機関等を確保しておくこと。

- 一 調査関係費
- 二 土地関係費
- 三 建築関係費
- 四 募集関係費
- 五 開業準備関係費
- 六 公共負担金
- 七 租税公課
- 八 期中金利
- 九 予備費

### (3) 資金収支計画及び損益計画

次の事項に留意し、長期の資金収支計画及び損益計画を策定すること。

- 一 当該有料老人ホーム事業の収益のみで、長期安定的な経営が可能な計画であること。
- 二 最低30年以上の長期的な計画を策定し、少なくとも3年ごとに見直しを行うこと。
- 三 借入金の返済に当たっては、資金計画上無理のない計画となっていること。
- 四 適切かつ実行可能な募集計画に基づいていること。

五 長期推計に基づく入居時平均年齢、男女比、単身入居率、入退去率、入居者数及び要介護者発生率を勘案すること。

六 人件費、物件費等の変動や建物の修繕費等を適切に見込んでいること。

七 前払金（入居時に老人福祉法第29条第9項に規定する前払金として一括して受領する利用料）の償却年数は、入居者の終身にわたる居住が平均的な余命等を勘案して想定される期間（以下「想定居住期間」という。）とすること。

八 常に適正な資金残高があること。

(4) 経理・会計の独立

有料老人ホーム以外にも事業経営を行っている経営主体については、当該有料老人ホームについての経理・会計を明確に区分し、他の事業に流用しないこと。

11 利用料等

(1) 有料老人ホームは、契約に基づき入居者の負担により賄われるものであり、その支払方法については、月払い方式、前払い方式又はこれらを組み合わせた方式等多様な方法が考えられるが、いずれの場合にあっても、設置者が次に掲げる費用を受領する場合の取扱いについては、それぞれ次によること。

一 家賃（賃貸借契約以外の契約で受領する利用料のうち、部屋代に係る部分を含む。）

当該有料老人ホームの整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定したものとし、近傍同種の住宅の家賃から算定される額を大幅に上回るものでないこと。

二 敷金

敷金を受領する場合には、その額は6か月分を超えないこととし、退去時に居室の原状回復費用を除き全額返還すること。なお、原状回復の費用負担については、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」（平成23年8月国土交通省住宅局）を参考にすること。

三 介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価（以下「サービス費用」という。）

イ 入居者に対するサービスに必要な費用の額（食費、介護費用その他の運営費等）を基礎とする適切な額とすること。

ロ 多額の前払金を払えば毎月の支払は一切なく生涯生活を保証するという終身保証契約は、その後において入居者の心身の状況や物価、生活費等の経済情勢が著しく変化することがあり得るので、原則として好ましくないこと。

ハ 設置者が、サービスを提供した都度個々にそのサービス費用を受領する場合については、提供するサービスの内容に応じて人件費、材料費等を勘案した適切な額とすること。

ニ 介護付有料老人ホームにおいて、手厚い職員体制又は個別的な選択による介護サービスとして介護保険外に別途費用を受領できる場合は、「特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護サービス費用について」（平成12年3月30日付け老企第52号厚生省老人保健福祉局長企画課長通知）の規定によるものに限られていることに留意すること。

(2) 前払い方式（終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式）によって入居者が支払を行う場合にあっては、次の各号に掲げる基準によること。

一 受領する前払金が、受領が禁止されている権利金等に該当しないことを入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明すること。

二 老人福祉法第29条第9項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」（平成18年厚生労働省告示第266号）に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。

なお、平成18年3月31日までに届出がされた有料老人ホームについては、保全措置の法的義務づけの経過措置期間が終了し、令和3年4月1日以降の新規入居者については、法的義務対象となることから、同様に必要な保全措置を講じなければならないこと。

三 前払金の算定根拠については、想定居住期間を設定した上で、次のいずれかにより算定することを基本とすること。

① 期間の定めがある契約の場合（1か月分の家賃又はサービス費用）×（契約期間（月数））

② 終身にわたる契約の場合（1か月分の家賃又はサービス費用）×（想定居住期間（月数））+（想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額）

四 サービス費用の前払金の額の算出については、想定居住期間、開設後の経過年数に応じた要介護発生率、介護必要期間、職員配置等を勘案した合理的な積算方法によるものとする。

ただし、サービス費用のうち介護費用に相当する分について、介護保険の利用者負担分を、設置者が前払金により受け取ることは、利用者負担分が不明確となるので不相当であること。

五 前払金の算定根拠とした想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額については、具体的な根拠により算出された額とすること。

また、想定居住期間内に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合には、当該受領した額を返還すること。

六 老人福祉法第 29 条第 10 項の規定に基づき、前払金を受領する場合にあっては、前払金の全部又は一部を返還する旨の契約を締結することになっていることから、その返還額については、入居契約書等に明示し、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明するとともに、前払金の返還を確実にすること。

七 入居契約において、入居者の契約解除の申し出から実際の契約解除までの期間として予告期間等を設定し、老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）第 21 条第 1 項第 1 号に規定する前払金の返還債務が義務づけられる期間を事実上短縮することによって、入居者の利益を不当に害してはならないこと。

## 12 契約内容等

### (1) 契約締結に関する手続等

一 契約に際して、契約手続、利用料等の支払方法などについて事前に十分説明すること。特定施設入居者生活介護等の指定を受けた設置者にあつては、入居契約時には特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を締結しない場合であっても、入居契約時に、当該契約の内容について十分説明すること。

二 前払金の内金は、前払金の 20%以内とし、残金は引渡し日前の合理的な期日以降に徴収すること。

三 入居開始可能日前の契約解除の場合については、既受領金の全額を返還すること。

### (2) 契約内容

一 入居契約書において、有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、その旨、利用料等の費用負担の額及びこれによって提供されるサービス等の内容、入居開始可能日、身元引受人の権利・義務、契約当事者の追加、契約解除の要件及びその場合の対応、前払金の返還金の有無、返還金の算定方式及びその支払時期等が明示されていること。

二 介護サービスを提供する場合にあっては、心身の状態等に応じて介護サービスが提供される場所、介護サービスの内容、頻度及び費用負担等を入居契約書又は管理規程上明確にしておくこと。

三 利用料等の改定のルールを入居契約書又は管理規程上明らかにしておくとともに、利用料等の改定に当たっては、その根拠を入居者に明確にすること。

四 入居契約書に定める設置者の契約解除の条件は、信頼関係を著しく害する場合に限るなど入居者の権利を不当に狭めるものとなっていないこと。また、入居者、設置者双方の契約解除条項を入居契約書上定めしておくこと。

五 要介護状態になった入居者を一時介護室において処遇する場合には、医師の意見を聴いて行うものとし、その際本人の意思を確認するとともに、身元引受人等の意見を聴くことを入居契約書又は管理規程上明らかにしておくこと。

六 一定の要介護状態になった入居者が、一般居室から介護居室若しくは提携ホームに住み替える契約の場合、入居者が一定の要介護状態になったことを理由として契約を解除する場合、又は、介護居室の入居者の心身の状況に著しい変化があり介護居室を変更する場合にあっては、次の手続を含む一連の手続を入居契約書又は管理規程上明らかにしておくこと。

また、一般居室から介護居室若しくは提携ホームに住み替える場合の家賃相当額の差額が発生した場合の取扱いについても考慮すること。

イ 医師の意見を聴くこと。

ロ 本人又は身元引受人等の同意を得ること。

ハ 一定の観察期間を設けること。

七 入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合は、極度額の設定を含み民法の規定に従うこと。

### (3) 消費者契約の留意点

消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第二章第二節（消費者契約の条項の無効）の規定により、事業者の損害賠償の責任を免除する条項、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項及び消費者の利益を一方的に害する条項については無効となる場合があることから、入居契約書の作成においては、十分に留意すること。

#### (4) 重要事項の説明等

老人福祉法第 29 条第 7 項の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則第 20 条の 5 第 16 号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。

- 一 入居契約に関する重要な事項を説明するため、別紙様式に基づき「重要事項説明書」（以下「重要事項説明書」という。）を作成するものとし、入居者に誤解を与えないよう必要な事項を実態に即して正確に記載すること。  
なお、同様式の別添 1「事業者が運営する介護サービス事業一覧表」及び別添 2「入居者の個別選択によるサービス一覧表」は、重要事項説明書の一部をなすものであることから、重要事項説明書に必ず添付すること。
- 二 重要事項説明書は、老人福祉法第 29 条第 7 項の規定により、入居相談があったときに交付するほか、求めに応じ交付すること。
- 三 入居希望者が、次に掲げる事項その他の契約内容について十分理解した上で契約を締結できるよう、契約締結前に十分な時間的余裕をもって重要事項説明書及び実際の入居契約の対象となる居室に係る個別の入居契約書について説明を行うこととし、その際には説明を行った者及び説明を受けた者の署名を行うこと。
  - イ 設置者の概要
  - ロ 有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）
  - ハ サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合、その旨
  - ニ 有料老人ホームの設置者又は当該設置者に関する事業者が、当該有料老人ホームの入居者に提供することが想定される介護保険サービスの種類
  - ホ 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げない旨
- 四 有料老人ホームの設置時に老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出を行っていない場合や、本指針に基づく指導を受けている場合は、重要事項説明書にその旨を記載するとともに、入居契約に際し、入居希望者に対して十分に説明すること。

#### (5) 体験入居

体験入居を希望する入居希望者に対して、契約締結前に体験入居の機会の確保を図ること。

#### (6) 入居者募集等

- 一 入居募集に当たっては、パンフレット、募集広告等において、有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、その旨及び特定施設入居者生活介護等の種類を明示すること。
- 二 誇大広告等により、入居者に不当に期待を抱かせたり、それによって損害を与えたりするようなことがないよう、実態と乖離のない正確な表示をするとともに、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成 16 年公正取引委員会告示第 3 号。以下「不当表示告示」という。）を遵守すること。  
特に、介護が必要となった場合の介護を行う場所、介護に要する費用の負担、介護を行う場所が入居している居室でない場合の当該居室の利用権の存否等については、入居者に誤解を与えるような表示をしないこと。
- 三 入居募集に当たり、有料老人ホームが、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者（以下「情報提供等事業者」という。）と委託契約等を締結する場合は、次の事項に留意すること。
  - イ 情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合には、例えば、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わないこと。また、上記のような手数料の設定に応じないこと。  
また、情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと。
  - ロ 情報提供等事業者の選定に当たっては、当該情報提供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することが望ましいこと。  
また、公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の 3 団体で構成する高齢者住まい事業者団体 連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましいこと。

#### (7) 苦情解決の方法

入居者の苦情に対し迅速かつ円滑な解決を図るため、設置者において苦情処理体制を整備するとともに、

外部の苦情処理機関について入居者に周知すること。

(8) 事故発生の防止の対応

有料老人ホームにおける事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じること。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(9) 事故発生時の対応

有料老人ホームにおいて事故が発生した場合にあっては、次の措置を講じること。

- 一 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
- 二 前号の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- 三 設置者の責めに帰すべき事由により入居者に賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする。

13 情報開示

(1) 有料老人ホームの運営に関する情報

設置者は、老人福祉法第29条第7項の情報開示の規定を遵守し、入居者又は入居しようとする者に対して、重要事項説明書を書面により交付するとともに、パンフレット、重要事項説明書、入居契約書（特定施設入居者生活介護等の提供に関する契約書を含む。）、管理規程等を公開するものとし、求めに応じ交付すること。

(2) 有料老人ホームの経営状況に関する情報

次の事項に留意すること。

- イ 貸借対照表及び損益計算書又はそれらの要旨についても、入居者及び入居希望者の求めに応じ閲覧に供すること。
- ロ 有料老人ホームの経営状況・将来見通しに関する入居者等の理解に資する観点から、事業収支計画についても閲覧に供するよう努めるとともに、貸借対照表等の財務諸表について、入居者等の求めがあればそれらの写しを交付するよう配慮すること。

(3) 有料老人ホーム類型の表示

サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていない有料老人ホームの設置者は、有料老人ホームの類型を、別表「有料老人ホームの類型」のとおり分類し、パンフレット、新聞等において広告を行う際には、施設名と併せて表示することとし、同別表中の表示事項についても類型に併記すること。

ただし、表示事項については、同別表の区分により難しいと特に認められる場合には、同別表の区分によらないことができること。

(4) 介護の職員体制に関する情報

有料老人ホームの類型の表示を行う場合、介護に関わる職員体制について「1.5：1以上」、「2：1以上」又は「2.5：1以上」の表示を行おうとする有料老人ホームにあっては、介護に関わる職員の割合を年度ごとに算定し、表示と実態の乖離がないか自ら検証するとともに、入居者等に対して算定方法及び算定結果について説明すること。

(5) 情報の公表

有料老人ホームに入居を希望する方の選択の参考となるよう、県は県内有料老人ホームに係る本指針の適合状況を公表する。

14 経営状況等に関する報告

(1) 定期報告

毎年別に定める期日までに、重要事項説明書、直近の事業年度の決算状況等を県に報告すること。

(2) 随時の調査・報告

県が必要に応じ実施する調査等に応じること。

15 電磁的記録等

- (1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、この指導指針の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（(2)に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
- (2) 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下、「交付等」という。）のうち、この指導指針の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方（入居者等）の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）によることができる。

## 16 本指針の適用等

- (1) 適用期日  
本指針は、平成18年7月1日から適用する。
- (2) 経過措置  
改正事項のうち、契約締結日から90日（又は3ヶ月）以内の契約解除の場合の一時金の返還に係る規定については、平成18年7月1日から適用することとし、類型及び重要事項説明書に係る規定は、平成18年9月30日までの間については、なお従前の例によることのできるものとする。
- (3) 適用期日  
本指針は、平成21年3月17日から適用する。
- (4) 適用期日  
本指針は、平成21年11月27日から適用する。
- (5) 適用期日  
本指針は、平成22年4月1日から適用する。
- (6) 適用期日  
本指針は、平成23年10月20日から適用する。
- (7) 適用期日  
本指針は、平成24年4月1日から適用する。
- (8) 経過措置  
改正後指針の9の規定は、9（1）ウ（オ）の規定を除き、平成24年3月31日までに老人福祉法第29条第1項の規定による届出がされた施設については、平成27年3月31日までの期間においては努力義務とする。また、改正後指針9（1）ウ（オ）の規定については、平成24年3月31日までに入居した者に係る一時金については、努力義務とする。
- (9) 適用期日  
本指針は、平成27年8月12日から適用する。
- (10) 適用期日  
本指針は、令和3年7月21日から適用する。
- (11) 経過措置  
改正後指針12（8）四の規定は、令和3年9月30日までの期間においては努力義務とする。また、改正後指針7（2）二、8（5）、（7）、9（4）の規定は、9（4）イ及びへの規定を除き、令和6年3月31日までの期間においては努力義務とする。
- (12) 適用期日  
本指針は、令和6年12月6日から適用する。

# 4

埼玉県サービス付き高齢者向け住宅危機管理マ  
ニュアル

# 埼玉県サービス付き高齢者向け住宅危機管理マニュアル

令和6年4月改正

埼玉県都市整備部住宅課  
福祉部高齢者福祉課

## 第 1 はじめに

### 1 目的

サービス付き高齢者向け住宅の運営においては、危機を未然に防止できるよう努めるとともに、万が一危機が発生した際には、入居者安全を確保した上で、迅速かつ的確な対応をとることが重要である。

そのためには、的確な状況把握、迅速な初動対応、連絡網の作成など体制の整備が求められる。本マニュアルは、各住宅が危機発生時に的確に対応するための体制を整備する際に活用できるように作成したものである。

### 2 定義

#### (1) サービス付き高齢者向け住宅

本マニュアルの対象となる「サービス付き高齢者向け住宅」とは、埼玉県内に所在するサービス付き高齢者向け住宅で、さいたま市内、川越市内、越谷市、川口市及び和光市内以外に所在するものをいう。

#### (2) 危機

本マニュアルの対象となるサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）における「危機」とは、①サ高住の運営において発生する全ての人身事故で身体的被害及び精神的被害が生じたもの（サ高住側の過失の有無を問わない。）、②感染症又は食中毒により入居者又は職員に健康被害が生じたもの、③火災、震災、風水害等の災害により人的被害又はサ高住に物的被害が生じたもの、④職員の法令違反及び不祥事等の発生により入居者又はサ高住に被害・損害が生じたものとする。

## 第2 各サービス付き高齢者向け住宅での対応

### 1 平常時の対応

#### (1) 緊急時マニュアルの整備

- ・ 緊急事態発生時の入居者の生命・身体の保護及び安全確保の方策や、職員の役割分担表及び連絡網の整備を含む初動体制等を中心とした緊急時マニュアルをあらかじめ整備し、職員に周知すること。
- ・ 緊急時マニュアルの作成にあたっては、参考資料1（6、7ページ）を参考にすること。
- ・ 休日、夜間等、職員の少ない時間帯も想定して作成すること。

#### (2) サ高住内連絡体制の確保

- ・ 緊急事態発生時に当該サ高住の職員間で適切に連絡がとれる体制を確保するため、管理責任者等も含めた全職員を対象とする緊急連絡網を整備し、職場のほか全職員が自宅にも用意すること。

#### (3) 関係機関への連絡・報告体制の確保

- ・ 所管の保健所、警察署、消防署、市町村等の緊急連絡先一覧をあらかじめ作成すること。緊急連絡先一覧の作成にあたっては、参考資料1、3（6、7、9ページ）を参考にすること。

#### (4) 緊急時を想定した、職員訓練等の実施

- ・ 災害や事故等の緊急事態の発生に対応する訓練や職員研修を実施することにより、緊急時における職員の適応能力の向上を図ること。

### 2 危機発生時の対応

#### (1) 初動体制の立ち上げ

- ・ 事件・事故発生時には、現場での初動体制が非常に重要となる。サ高住ごとに作成する緊急時マニュアルに従って関係職員を招集し、直ちに初動体制を立ち上げること。
- ・ 初動体制の確立にあたっては、入居者の生命や身体の保護・安全確保（負傷者対応など）を最優先に行うこと。そのため、速やかに勤務中の職員で分担し、入居者の安否を確認して安全を確保すること。
- ・ 入居者が危険にさらされている場合には、あらかじめ定められている避難計画に基づき、安全な場所への避難誘導を行うこと。
- ・ 入居者等への対応と併せ、事件・事故内容の把握を行うこと。
- ・ 必要に応じて、職員の緊急連絡網等を活用し、勤務時間外の職員に勤務するよう指示すること。

## (2) 入居者の家族に対する連絡、状況説明

- ・ 事件・事故発生時には、速やかに入居者の家族に対して事故概要を連絡するとともに、状況説明を行うこと。

## (3) 関係機関への報告

### ア 関係機関

- ・ 事件・事故発生時には、軽微な内容のものを除き、関係機関への報告を行い、指示に従うこと。
- ・ ここで報告が必要な関係機関は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく監督庁である県（高齢者福祉課又は福祉事務所）のほか、市町村担当課、感染症や食中毒等発生の場合は保健所、入居者の死亡事故等については捜査機関である警察署などが含まれる。

### イ 報告の範囲、様式

- ・ 県へ報告すべき事件・事故の範囲については、参考資料2「県へ報告すべき事件・事故の範囲」（8ページ）のとおりである。
- ・ 第1報として事故報告（速報）[様式1]（13ページ）を、第2報として事故報告[様式2]（14ページ）を高齢者福祉課へ提出すること。

なお、事故報告の送付はEメールによることを原則とし、急ぎの報告その他Eメールで送り難い場合にはFAXを使用するものとする。

※ 県住宅課も高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく監督等を所管しているが、連絡調整は県高齢者福祉課又は福祉事務所にて行う。

### ウ 連絡体制

- ・ 各サ高住から関係機関等への連絡体制について参考資料3（9ページ）のとおり定めたので、参考に対応すること。

### エ その他

- ・ 県高齢者福祉課又は福祉事務所、保健所等の連絡先は、参考資料4（10ページ以下）のとおりである。

## (4) 情報管理（広報対応）

- ・ 社会性の高いサ高住で起こる事件・事故は、県民の関心が高い。このため、サ高住で事件・事故が発生した際は、内容の重大性や県民生活への影響度などに応じ、適切な情報管理を行うことが必要となる。
- ・ 適切な情報管理のためには、当該事件・事故がどのような内容なのか、緊急対応が必要な重大な内容なのかどうか、十分に情報内容の把握や、情報管理を行うことが必要である。

#### **(5) 事態の收拾に向けた対応**

- ・ 入居者の生命や身体の保護、事件・事故内容の把握、関係機関への連絡と併せ、速やかに事態の收拾に向けた対応をとること。
- ・ 具体的な対応としては、嘱託医や関係行政機関等に相談し、その指示に従うこと。
- ・ 感染症、食中毒等については、保健所の指示に従うこと。

### **3 事故後の対応**

#### **(1) 再発防止策の確立**

- ・ 事態が收拾したら、サ高住として事件・事故の発生原因等の分析と究明を行うこと。
- ・ 職場研修や職員会議等を実施し、事件・事故の原因や対応結果等を振り返るとともに、再発防止策を確立し、職員に対しても周知徹底を図ること。
- ・ 再発防止策の確立にあたっては、必要に応じ、県住宅課及びその他県所管課所（高齢者福祉課又は福祉事務所）の指導を受けること。

#### **(2) 再発防止策の実施**

- ・ 職員会議等により、確立された再発防止策の実行を確認し、サ高住として事件・事故の再発防止に努めること。

#### **(3) 再発防止策の報告**

- ・ 再発防止策を実施後、再発防止策を含む事故後の対応状況について、県高齢者福祉課又は福祉事務所あて再発防止策報告書[様式3]（15ページ）により報告すること。

## 参 考 資 料

1	緊急時マニュアル例	
(1)	事件・事故が発生した場合	P 6
(2)	食中毒・感染症等が発生した場合	7
2	県へ報告すべき事件・事故の範囲	8
3	連絡体制	9
4	関係機関の連絡先	
(1)	県高齢者福祉課及び福祉事務所	1 0
(2)	本庁関係課	1 0
(3)	保健所	1 1
5	事故報告様式	
(1)	様式1 事故報告書(速報)	1 3
(2)	様式2 事故報告書	1 4
(3)	様式3 再発防止策報告書	1 5
6	事故報告様式記入例	
(1)	様式1 事故報告書(速報)	
ア	記入例[インフルエンザ]	1 6
イ	記入例[骨折]	1 7
ウ	記入例[窒息]	1 8
(2)	様式2 事故報告書	
ア	記入例[インフルエンザ]	1 9
イ	記入例[骨折]	2 0
ウ	記入例[窒息]	2 1
(3)	様式3 再発防止報告書	
ア	記入例[インフルエンザ]	2 2
イ	記入例[骨折]	2 3
ウ	記入例[窒息]	2 4

## 1. 緊急時マニュアル例

### (1) 住宅内で事件・事故が発生した場合

① 事件・事故の発生
② 初動体制の立ち上げ ・職員を招集して分担し、入居者の安否を確認する。 ・負傷者がいる場合には、手当てなどを行う。 ・火災発生時においては、速やかに入居者の避難誘導を行う。
③ 消防署に通報し、救急車の出動や火災の消火を要請する。 〇〇消防署 T E L : 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 F A X : 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
④ 警察署に通報する。 〇〇警察署 T E L : 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 F A X : 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
⑤ 必要に応じて緊急連絡網を活用し、勤務時間外の職員に勤務するよう指示する。
⑥ 事故・事件発生時の情報を収集するとともに、必要に応じて現場を保存する。
⑦ けが又は死亡された入居者の家族へ連絡し、事故・事件の経緯及び発生時の状況等の説明を行う。
⑧ 所管課所（県高齢者福祉課又は福祉事務所）に連絡し、事故報告（速報）[様式1]を送付する。 [例] 県高齢者福祉課（施設・事業者指導担当） T E L : 0 4 8 - 8 3 0 - 3 2 5 4 Eメール : a3240-07@pref.saitama.lg.jp 夜間等 : 0 8 0 - 1 2 4 5 - 5 9 2 3 F A X : 0 4 8 - 8 3 0 - 4 7 8 1 ※Eメールによる報告が原則。(急ぎの報告その他Eメールで送り難い場合を除く)。
⑨ その他関係機関があれば、連絡・報告等を行う。 〇〇〇 T E L : 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 F A X : 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

## (2) 食中毒・感染症等が発生した場合

① 食中毒・感染症等の疑いの発生
② 消防署に通報し、救急車を要請する。医療機関に通報する。 (嘱託医等が設置されている場合は、診察を要請) 〇〇消防署 T E L : 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 F A X : 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
③ 被害の拡散防止措置を講ずる。
④ 必要に応じて緊急連絡網を活用し、勤務時間外の職員に勤務するよう指示する。
⑤ 入居者の家族へ連絡し、状況を説明する。
⑥ 保健所、所管課所(県高齢者福祉課又は福祉事務所)に連絡し、事故報告(速報)[様式1]を送付する。 〇〇保健所 T E L : 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 夜間等 : 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 F A X : 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 [例] 県高齢者福祉課(施設・事業者指導担当) T E L : 0 4 8 - 8 3 0 - 3 2 5 4 Eメール : a3240-07@pref.saitama.lg.jp 夜間等 : 0 8 0 - 1 2 4 5 - 5 9 2 3 F A X : 0 4 8 - 8 3 0 - 4 7 8 1 ※Eメールによる報告が原則。(急ぎの報告その他Eメールで送り難い場合を除く)  【⑥の報告基準】 ア 同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる死亡者・重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合。 イ 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が、一時点において、10名以上または全利用者の半数以上発生した場合(累計人数ではない)。 ウ 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合。

## 2. 県へ報告すべき事件・事故の範囲

各サ高住は、入居者に次に該当する事件・事故等が発生した場合、所管課所（県高齢者福祉課又は福祉事務所）へ報告を行うものとする。

### （１）入居者の事故等の発生

- ① 事故等とは、死亡事故や入居者の無断外出による行方不明者の発生等、入居者の生命、身体に重大な被害が生じた、若しくは生じるおそれがあるものをいう。
- ② サ高住内部における事故のほか、送迎、通院、レクリエーション等の間の事故を含む。
- ③ サ高住側の過失の有無は問わない。

### （２）感染症、食中毒の発生

所管課所（県高齢者福祉課又は福祉事務所）、保健所に報告する必要があるのは、下記場合に限る。

ただし、感染症のうち結核、腸管出血性大腸菌感染症（O157など）等については、感染症法上診断した医師に保健所への届出義務があり、1名の発生でも保健所の調査やまん延防止等の対応が必要となる場合がある。

- ① 同一の感染症や食中毒による、またはそれらが疑われる死亡者・重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合。
- ② 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が、一時点において、10名以上または全利用者の半数以上発生した場合（累計人数ではない）。
- ③ 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合。

### （３）火災、震災、風水害等の災害

火災、震災、風水害等による入居者や職員の人的被害又はサ高住に物的被害が生じた場合。

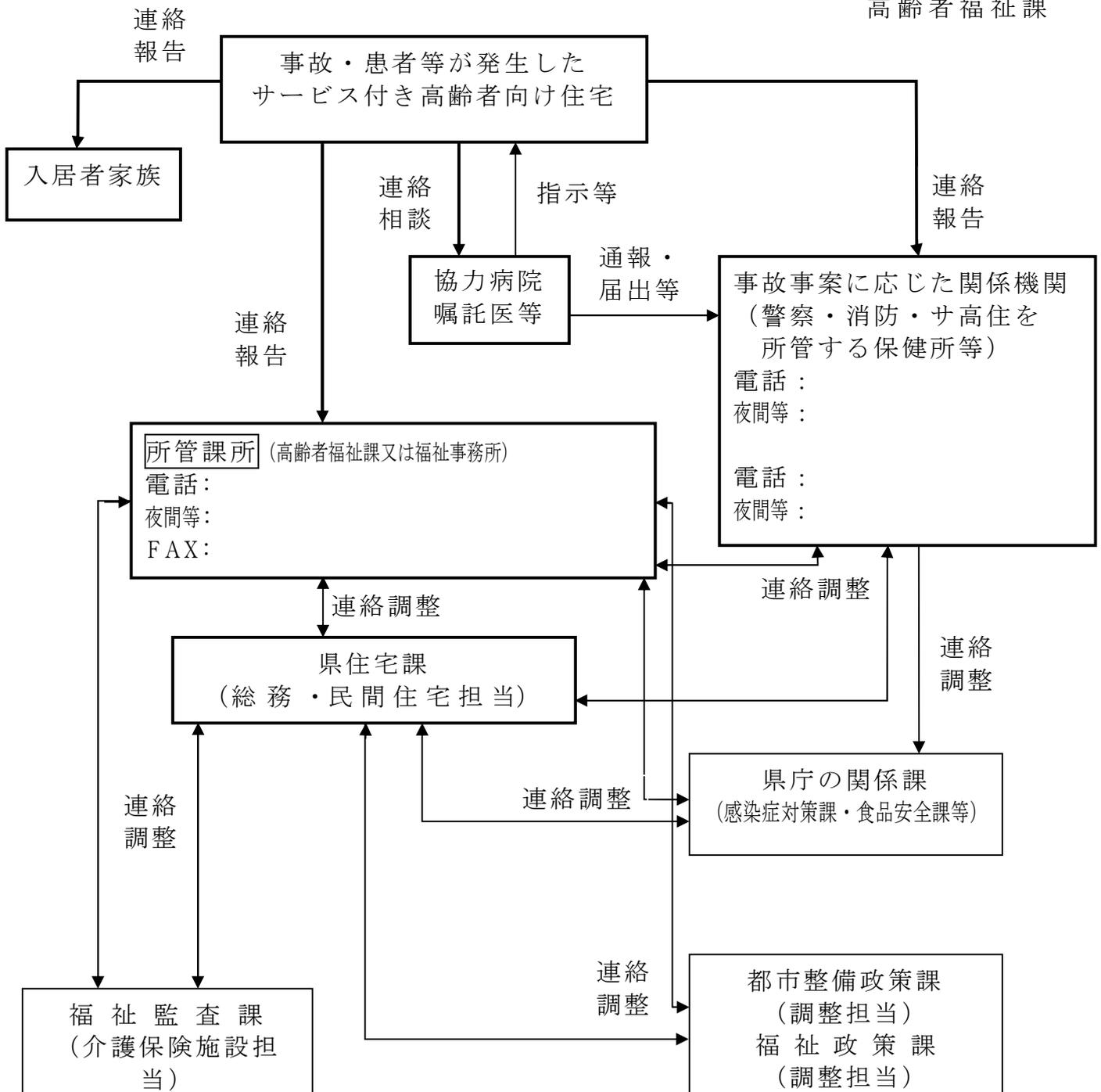
### （４）職員の法令違反及び不祥事等の発生

入居者やサ高住に被害・損害が生じたもの。

※例：入居者からの預かり金の横領、送迎時の交通事故、入居者宅の損壊、住宅会計からの横領等

### 3. 連絡体制

令和6年4月  
住宅課  
高齢者福祉課



※「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」(平成18年3月31日厚生労働省告示第268号)、「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」(平成17年2月22日老発第0222001号厚生労働省老健局長等連名通知)、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」(<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>)等を参照

#### 4. 関係機関の連絡先

##### (1) 県高齢者福祉課及び福祉事務所

名称	電話番号等 電話番号	Eメールアドレス (FAX番号)
高齢者福祉課	048-830-3254	a3240-07@pref.saitama.lg.jp (048-830-4781)
東部中央 福祉事務所	048-737-2347	n3724421@pref.saitama.lg.jp (048-734-1121)
西部福祉事務所	049-283-6800	r8367805@pref.saitama.lg.jp (049-283-7891)
北部福祉事務所	0495-22-6154	u2201014@pref.saitama.lg.jp (0495-22-2396)
秩父福祉事務所	0494-22-6228	t2262282@pref.saitama.lg.jp (0494-23-7813)

- 注1 各サ高住で事件・事故等が発生した際は、所管する課所に連絡すること。
- ① 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサ高住、蕨市及び戸田市所在の特定施設入居者生活介護の指定を受けているサ高住  
→ 高齢者福祉課 施設・事業者指導担当
  - ② 蕨市及び戸田市以外の市町村所在の特定施設入居者生活介護の指定を受けているサ高住  
→ 福祉事務所 介護保険・施設整備担当
- 2 休日・時間外における緊急の場合は、次の緊急連絡先番号に連絡すること。
- ① 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないサ高住、蕨市及び戸田市所在の特定施設入居者生活介護の指定を受けているサ高住  
→ 高齢者福祉課 (緊急連絡先番号：080-1245-5923)
  - ② 蕨市及び戸田市以外の市町村所在の特定施設入居者生活介護の指定を受けているサ高住  
→ 福祉事務所 (留守番電話で案内される緊急連絡先電話番号)
- 3 Eメールによる報告が原則。(急ぎの報告その他Eメールで送り難い場合を除く)。

## (2) 保健所

電話番号等 名称	電話番号	F A X 番号
南部保健所	0 4 8 - 2 6 2 - 6 1 1 1	0 4 8 - 2 6 1 - 0 7 1 1
朝霞保健所	0 4 8 - 4 6 1 - 0 4 6 8	0 4 8 - 4 6 1 - 0 1 3 3
春日部保健所	0 4 8 - 7 3 7 - 2 1 3 3	0 4 8 - 7 3 6 - 4 5 6 2
草加保健所	0 4 8 - 9 2 5 - 1 5 5 1	0 4 8 - 9 2 5 - 1 5 5 4
鴻巣保健所	0 4 8 - 5 4 1 - 0 2 4 9	0 4 8 - 5 4 1 - 5 0 2 0
東松山保健所	0 4 9 3 - 2 2 - 0 2 8 0	0 4 9 3 - 2 2 - 4 2 5 1
坂戸保健所	0 4 9 - 2 8 3 - 7 8 1 5	0 4 9 - 2 8 4 - 2 2 6 8
狭山保健所	0 4 - 2 9 5 4 - 6 2 1 2	0 4 - 2 9 5 4 - 7 5 3 5
加須保健所	0 4 8 0 - 6 1 - 1 2 1 6	0 4 8 0 - 6 2 - 2 9 3 6
幸手保健所	0 4 8 0 - 4 2 - 1 1 0 1	0 4 8 0 - 4 3 - 5 1 5 8
熊谷保健所	0 4 8 - 5 2 3 - 2 8 1 1	0 4 8 - 5 2 3 - 4 4 8 6
本庄保健所	0 4 9 5 - 2 2 - 6 4 8 1	0 4 9 5 - 2 2 - 6 4 8 4
秩父保健所	0 4 9 4 - 2 2 - 3 8 2 4	0 4 9 4 - 2 2 - 2 7 9 8

注1 各サ高住で結核等の感染症患者が発生した際は、サ高住を所管する保健所の保健予防推進担当宛に、食中毒患者が発生した際は、サ高住を所管する保健所の生活衛生・薬事担当宛に連絡すること。

2 休日・時間外における緊急の場合は、保健所の留守番電話で案内される緊急連絡先電話番号に連絡すること。

## (3) 県本庁関係課

### ア 保健所に連絡が付かない場合の連絡先

電話番号等 名称	電話番号	F A X 番号
感染症対策課 (感染症・新型インフル エンザ対策担当)	0 4 8 - 8 3 0 - 3 5 5 7	0 4 8 - 8 3 0 - 4 8 0 8
食品安全課 (食品保健・監視担当)	0 4 8 - 8 3 0 - 3 6 1 1	0 4 8 - 8 3 0 - 4 8 0 7

イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に関すること

(施設整備関係等高齢者福祉課所管以外のもの)

電話番号等 名 称	電話番号	Eメールアドレス (FAX番号)
住宅課	048-830-5562	a5550-05@pref.saitama.lg.jp (048-830-4888)

## 5. 事故報告書様式

様式 1

### 事 故 報 告 (速報)

<b>1 事業所の情報</b>						
法人名						
施設(事業所)名						
所在地						
サービス種別	<input type="checkbox"/> 特養 <input type="checkbox"/> 老健 <input type="checkbox"/> 介護療養病床 <input type="checkbox"/> 介護医療院 <input type="checkbox"/> 短期入所 <input type="checkbox"/> 短期療養 <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 通所リハ <input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 訪問リハ <input type="checkbox"/> その他 ( ): 特定施設の指定 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
報告者 (職位・氏名)		電話 番号				
<b>2 対象利用者の情報</b>						
氏 名		年齢		性別		要介護度
<b>3 事故の状況及び対応等</b>						
発生日時	令和 年 月 日 ( 曜日) 時 分					
発生場所	<input type="checkbox"/> 居室(療養室) <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 食堂(共同生活室) <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 不明					
事故の種別	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 窒息 <input type="checkbox"/> 感染症の発生 <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 誤薬・落菓 <input type="checkbox"/> 離脱 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 虐待(疑い) <input type="checkbox"/> 利用者間トラブル <input type="checkbox"/> 職員の不祥事 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
発生状況	<input type="checkbox"/> 介助中 <input type="checkbox"/> 利用者単独時 <input type="checkbox"/> 職員の見守り下 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
ケガ等の状況	<input type="checkbox"/> 骨折(ヒビを含む) <input type="checkbox"/> 切り傷・裂傷 <input type="checkbox"/> 打撲・脱臼 <input type="checkbox"/> 熱傷 <input type="checkbox"/> 感染症(病名: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )					
(具体的症状)	(例:左足大腿骨頸部骨折、額を3cm裂傷し7針縫合、食べ物を喉に詰まらせ窒息等)					
報告時の対象 利用者の状況	<input type="checkbox"/> バイタルサイン等の観察強化 <input type="checkbox"/> 医療機関への受診を要するが生命に別条なし <input type="checkbox"/> 意識不明 <input type="checkbox"/> 死亡に至る可能性あり <input type="checkbox"/> 死亡					
医療機関等の受診	<input type="checkbox"/> 受診済 <input type="checkbox"/> 受診予定 <input type="checkbox"/> 受診なし					
家族等とトラ ブルの状況 (可能性を含む)	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(ありの場合の問題点)					
その他連絡事項	(事故に至る経緯、事故時の状況、事故後の経過等)					

※この様式は事故発生を迅速に把握するためのものですので、事故発生後2日以内を目途に、報告してください。

様式 2

事 故 報 告

令和 年 月 日

(宛先) 長

法人名

施設名

管理者

下記のとおり、事故が発生しましたので報告します。

記

事故発生施設	所在地:						
	施設名: (サービス種別 )						
	報告者名:						
	電 話:						
対象利用者氏名		年齢		性別		要介護度	
発 生 日 時	令和 年 月 日 ( 曜日)						時 分 頃
発 生 場 所	<input type="checkbox"/> 居室(療養室) <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 食堂(共同生活室) <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 不明						
事 故 の 種 別	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 窒息 <input type="checkbox"/> 感染症の発生 <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 誤薬・落葉 <input type="checkbox"/> 離脱 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 虐待(疑い) <input type="checkbox"/> 利用者間トラブル <input type="checkbox"/> 職員の不祥事 <input type="checkbox"/> その他( )						
発 生 状 況	<input type="checkbox"/> 介助中 <input type="checkbox"/> 利用者単独時 <input type="checkbox"/> 職員の見守り下 <input type="checkbox"/> その他( )						
ケガ等の状況	<input type="checkbox"/> 骨折(ヒビを含む) <input type="checkbox"/> 切り傷・裂傷 <input type="checkbox"/> 打撲・脱臼 <input type="checkbox"/> 熱傷 <input type="checkbox"/> 感染症(病名: ) <input type="checkbox"/> その他( )						
事 故 の 概 要	1 概要(可能な限り時系列で記載)  2 事故の原因  3 事故発生後の施設の対応(家族対応や受診対応について)						
その他連絡事項							

※上記報告様式に加え、既に施設で作成している詳細な報告書や、事故当事者またはその家族等との話合いの内容がわかる資料等がある場合には、添付してください。なお、上記報告様式の記載内容(事故概要、事故原因、対応等)について、既に施設で作成した資料にて十分に説明が済む場合には、「別紙のとおり」と記載し、本報告書と併せて提出いただいても差し支えありません。

※この様式は、事故発生後1週間以内を目途に、報告してください。

再発防止策報告書

令和 年 月 日

(宛先) 長

法人名

施設名

管理者

下記のとおり、再発防止策を講じましたので報告します。

記

事故発生施設	所在地:						
	施設名: (サービス種別 )						
	報告者名:						
	電 話:						
対象利用者氏名		年齢		性別		要介護度	
発 生 日 時	令和 年 月 日 ( 曜日)						時 分 頃
発 生 場 所	<input type="checkbox"/> 居室(療養室) <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 食堂(共同生活室) <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 不明						
事 故 の 種 別	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 窒息 <input type="checkbox"/> 感染症の発生 <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 誤薬・落薬 <input type="checkbox"/> 離脱 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 虐待(疑い) <input type="checkbox"/> 利用者間トラブル <input type="checkbox"/> 職員の不祥事 <input type="checkbox"/> その他( )						
発 生 状 況	<input type="checkbox"/> 介助中 <input type="checkbox"/> 利用者単独時 <input type="checkbox"/> 職員の見守り下 <input type="checkbox"/> その他( )						
ケガ等の状況	<input type="checkbox"/> 骨折(ヒビを含む) <input type="checkbox"/> 切り傷・裂傷 <input type="checkbox"/> 打撲・脱臼 <input type="checkbox"/> 熱傷 <input type="checkbox"/> 感染症(病名: ) <input type="checkbox"/> その他( )						
再発防止策等	1 事故の概略(簡潔に記載)  2 事故原因又は原因の検討結果等  3 再発防止策(事故の原因に対する具体的対策及び職員への周知方法を記載)						
その他連絡事項							

※上記報告様式に加え、既に施設で作成している詳細な報告書、事故当事者またはその家族等との話し合いの内容がわかる資料、再発防止策に係る職場研修や職員会議の議事録及び再発防止策の実施状況がわかる資料等がある場合には、添付をしてください。なお、上記報告様式の記載内容(事故概略、事故原因、再発防止策)について、既に施設で作成した資料にて十分に説明が済む場合には、「別紙のとおり」と記載し、本報告書と併せて提出いただいても差し支えありません。

※この様式は、事故発生後1か月以内を目途に、報告してください。

## 6. 事故報告書記入例

様式1 記入例 [インフルエンザ]

### 事故報告 (速報)

<b>1 事業所の情報</b>							
法人名	社会福祉法人〇〇会						
施設(事業所)名	特別養護老人ホーム●●館						
所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1						
サービス種別	<input checked="" type="checkbox"/> 特養 <input type="checkbox"/> 老健 <input type="checkbox"/> 介護療養病床 <input type="checkbox"/> 介護医療院 <input type="checkbox"/> 短期入所 <input type="checkbox"/> 短期療養 <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 通所リハ <input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 訪問リハ <input type="checkbox"/> その他 ( ): 特定施設の指定 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
報告者 (職位・氏名)	施設長・埼玉 太郎	電話 番号	048-830-3247				
<b>2 対象利用者の情報</b>							
氏名	2名罹患	年齢		性別		要介護度	
<b>3 事故の状況及び対応等</b>							
発生日時	令和 2年 3月 2日 ( 月 曜日) 10時45分						
発生場所	<input checked="" type="checkbox"/> 居室(療養室) <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 食堂(共同生活室) <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 不明						
事故の種別	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 窒息 <input checked="" type="checkbox"/> 感染症の発生 <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 誤薬・落薬 <input type="checkbox"/> 離脱 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 虐待(疑い) <input type="checkbox"/> 利用者間トラブル <input type="checkbox"/> 職員の不祥事 <input type="checkbox"/> その他 ( )						
発生状況	<input type="checkbox"/> 介助中 <input type="checkbox"/> 利用者単独時 <input type="checkbox"/> 職員の見守り下 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( )						
ケガ等の状況	<input type="checkbox"/> 骨折(ヒビを含む) <input type="checkbox"/> 切り傷・裂傷 <input type="checkbox"/> 打撲・脱臼 <input type="checkbox"/> 熱傷 <input checked="" type="checkbox"/> 感染症(病名: インフルエンザ ) <input type="checkbox"/> その他 ( )						
(具体的症状)	インフルエンザA型の診断。						
報告時の対象 利用者の状況	<input checked="" type="checkbox"/> バイタルサイン等の観察強化 <input checked="" type="checkbox"/> 医療機関への受診を要するが生命に別条なし <input type="checkbox"/> 意識不明 <input type="checkbox"/> 死亡に至る可能性あり <input type="checkbox"/> 死亡						
医療機関等の受診	<input checked="" type="checkbox"/> 受診済 <input type="checkbox"/> 受診予定 <input type="checkbox"/> 受診なし						
家族等とトラ ブルの状況 (可能性を含む)	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(ありの場合の問題点)						
その他連絡事項	7:30 起床時入所者2名発熱。クーリングで対応。 10:45 嘱託医の診察。2名ともインフルエンザA型陽性。タミフル処方。 静養室で対応。同室の入所者2名にタミフルを予防投与。 ※13時時点で、発熱している入所者が他にもいるため、観察強化中。また、職員1名も早退。罹患者が10名を超えた場合は、保健所へ速やかに報告します。						

事 故 報 告 (速報)

1 事業所の情報							
法人名	株式会社▲▲介護サービス						
施設(事業所)名	有料老人ホーム●●館						
所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1						
サービス種別	<input type="checkbox"/> 特養 <input type="checkbox"/> 老健 <input type="checkbox"/> 介護療養病床 <input type="checkbox"/> 介護医療院 <input checked="" type="checkbox"/> 短期入所 <input type="checkbox"/> 短期療養 <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 通所リハ <input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 訪問リハ <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 有料老人ホーム : 特定施設の指定 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)						
報告者 (職位・氏名)	施設長・埼玉 一郎			電話 番号	048-830-3247		
2 対象利用者の情報							
氏 名	浦和 花子	年齢	88	性別	女	要介護度	3
3 事故の状況及び対応等							
発生日時	令和 2年 3月 2日 ( 月 曜日)			3時45分			
発生場所	<input checked="" type="checkbox"/> 居室(療養室) <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 食堂(共同生活室) <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 不明						
事故の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 窒息 <input type="checkbox"/> 感染症の発生 <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 誤薬・落薬 <input type="checkbox"/> 離脱 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 虐待(疑い) <input type="checkbox"/> 利用者間トラブル <input type="checkbox"/> 職員の不祥事 <input type="checkbox"/> その他( )						
発生状況	<input type="checkbox"/> 介助中 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者単独時 <input type="checkbox"/> 職員の見守り下 <input type="checkbox"/> その他( )						
ケガ等の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 骨折(ヒビを含む) <input type="checkbox"/> 切り傷・裂傷 <input type="checkbox"/> 打撲・脱臼 <input type="checkbox"/> 熱傷 <input type="checkbox"/> 感染症(病名: インフルエンザ ) <input type="checkbox"/> その他( )						
(具体的症状)	右大腿骨遠位端骨折。						
報告時の対象 利用者の状況	<input type="checkbox"/> バイタルサイン等の観察強化 <input checked="" type="checkbox"/> 医療機関への受診を要するが生命に別条なし <input type="checkbox"/> 意識不明 <input type="checkbox"/> 死亡に至る可能性あり <input type="checkbox"/> 死亡						
医療機関等の受診	<input checked="" type="checkbox"/> 受診済 <input type="checkbox"/> 受診予定 <input type="checkbox"/> 受診なし						
家族等とトラ ブルの状況 (可能性を含む)	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり(ありの場合の問題点) 事故発生時の見守りの状況や家族への報告遅れに対して不信感を抱いている ようです。5日に家族へ説明を行います。賠償保険対応の可能性もあるため、現在 保険会社とも連絡調整中です。						
その他連絡事項	3:30 巡回。良眠。 3:45 居室内から「バタン」と音がする。夜勤職員が駆けつけバイタル等確認。 右膝付近に痛みあるも、その後眠られる。 11:00 朝から膝の痛みが引かず、病院を受診。右足大腿骨遠位端骨折と診断。 家族へ受診結果の報告を行うも、報告内容に納得されず。						



事故報告書

令和 2年 3月 5日

(宛先) ○○福祉事務所長

施設名 特別養護老人ホーム●●館

管理者 埼玉 太郎

下記のとおり、事故が発生しましたので報告します。

記

事故発生施設	所在地：埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1						
	施設名：特別養護老人ホーム●●館（サービス種別 特養）						
	報告者名：埼玉 太郎						
	電話：048-830-3247						
対象利用者氏名	11名罹患	年齢		性別		要介護度	
発生日時	令和 2年 3月 2日（月 曜日）						10時45分
発生場所	<input checked="" type="checkbox"/> 居室（療養室） <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 食堂（共同生活室） <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 不明						
事故の種別	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 窒息 <input checked="" type="checkbox"/> 感染症の発生 <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 誤薬・落薬 <input type="checkbox"/> 離脱 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 虐待（疑い） <input type="checkbox"/> 利用者間トラブル <input type="checkbox"/> 職員の不祥事 <input type="checkbox"/> その他（ ）						
発生状況	<input type="checkbox"/> 介助中 <input type="checkbox"/> 利用者単独時 <input type="checkbox"/> 職員の見守り下 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ）						
ケガ等の状況	<input type="checkbox"/> 骨折（ヒビを含む） <input type="checkbox"/> 切り傷・裂傷 <input type="checkbox"/> 打撲・脱臼 <input type="checkbox"/> 熱傷 <input checked="" type="checkbox"/> 感染症（病名： インフルエンザ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）						
事故の概要	<p>1 概要（可能な限り時系列で記載）</p> <p>3月 2日午前 入所者2名罹患。（速報報告済み） 午後 入所者4名、職員1名罹患。</p> <p>3月 4日 入所者5名、職員2名罹患。 罹患者が10名を超えたため○○保健所へ報告。</p> <p>罹患者数合計：入所者11名、職員3名</p> <p>2 事故の原因</p> <p>最初に罹患した入所者が発症するまでは、体調不良を訴える入所者はいなかったため、外部からの持ち込みが原因ではないかと推測される。</p> <p>3 事故発生後の施設の対応（家族対応や受診対応について）</p> <p>①罹患者の隔離 ②嘱託医との連携強化 ③インフルエンザが流行したフロアの入所者へタミフルの予防投与 ④罹患入所者の家族へ体調の随時報告 ⑤面会中止</p>						
その他連絡事項	新たに罹患者が発生した場合には都度報告を行います。						

様式2 記入例〔骨折〕

事故報告書

令和 2年 3月 9日

(宛先) ○○福祉事務所長

施設名 有料老人ホーム●●館

管理者 埼玉 一郎

下記のとおり、事故が発生しましたので報告します。

記

事故発生施設	所在地：埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1						
	施設名：有料老人ホーム●●館 (サービス種別 特定施設)						
	報告者名：埼玉 一郎						
	電話：048-830-3247						
対象利用者氏名	浦和 花子	年齢	88	性別	女	要介護度	3
発生日時	令和 2年 3月 2日 ( 月 曜日)						3時45分
発生場所	<input checked="" type="checkbox"/> 居室(療養室) <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 食堂(共同生活室) <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 不明						
事故の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 窒息 <input type="checkbox"/> 感染症の発生 <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 誤薬・落薬 <input type="checkbox"/> 離脱 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 虐待(疑い) <input type="checkbox"/> 利用者間トラブル <input type="checkbox"/> 職員の不祥事 <input type="checkbox"/> その他( )						
発生状況	<input type="checkbox"/> 介助中 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者単独時 <input type="checkbox"/> 職員の見守り下 <input type="checkbox"/> その他( )						
ケガ等の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 骨折(ヒビを含む) <input type="checkbox"/> 切り傷・裂傷 <input type="checkbox"/> 打撲・脱臼 <input type="checkbox"/> 熱傷 <input type="checkbox"/> 感染症(病名： ) <input type="checkbox"/> その他( )						
事故の概要	<p>1 概要(可能な限り時系列で記載)</p> <p>3月 2日 3:30 巡回。良眠。</p> <p>3:45 居室内から「バタン」と音がする。夜勤職員が駆けつけバイタル等確認。右膝付近に痛みあるも、その後眠られる。</p> <p>11:00 朝から膝の痛みが引かず、病院を受診。右足大腿骨遠位端骨折と診断。家族へ受診結果の報告を行うも、報告内容に納得されず。</p> <p>3月 5日 10:00 家族へ説明。(別添資料を用いました。)家族は納得された御様子。ただし、家族から2点要望が挙げられた。</p> <p>①夜間帯の見守りの強化 ②事故があった場合の速やかな報告</p> <p>2 事故の原因</p> <p>夜間の起床が少ない入居者様だったため、想定外であった。浦和様がトイレへ行こうと起床し、歩行した際にふらつき倒れたと想定される。また、床に敷いてあったマットがめくれている箇所があり、躓いた可能性もある。</p> <p>3 事故発生後の施設の対応(家族対応や受診対応について)</p> <p>2日11時に施設対応にて、病院を受診。家族へは受診結果が判明後連絡。また、家族に説明を求められたため、5日にも家族へ説明を行っています。</p>						
その他連絡事項	浦和様は、保存治療を選択されたため、7日から施設へ戻られています。今後、施設にて治療を続けていきます。						

事故報告書

令和 2年 3月 9日

(宛先) ○○福祉事務所長

施設名 特別養護老人ホーム●●館

管理者 埼玉 太郎

下記のとおり、事故が発生しましたので報告します。

記

事故発生施設	所在地：埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1						
	施設名：特別養護老人ホーム●●館（サービス種別 特養）						
	報告者名：埼玉 太郎						
	電話：048-830-3247						
対象利用者氏名	熊谷 次郎	年齢	94	性別	男	要介護度	4
発生日時	令和 2年 3月 2日（月 曜日）					12時 5分	
発生場所	<input type="checkbox"/> 居室（療養室） <input type="checkbox"/> 廊下 <input checked="" type="checkbox"/> 食堂（共同生活室） <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 不明						
事故の種別	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 転落 <input checked="" type="checkbox"/> 窒息 <input type="checkbox"/> 感染症の発生 <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 誤薬・落薬 <input type="checkbox"/> 離脱 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 虐待（疑い） <input type="checkbox"/> 利用者間トラブル <input type="checkbox"/> 職員の不祥事 <input type="checkbox"/> その他（ ）						
発生状況	<input type="checkbox"/> 介助中 <input type="checkbox"/> 利用者単独時 <input checked="" type="checkbox"/> 職員の見守り下 <input type="checkbox"/> その他（ ）						
ケガ等の状況	<input type="checkbox"/> 骨折（ヒビを含む） <input type="checkbox"/> 切り傷・裂傷 <input type="checkbox"/> 打撲・脱臼 <input type="checkbox"/> 熱傷 <input type="checkbox"/> 感染症（病名： ） <input checked="" type="checkbox"/> その他（食物を気道に詰まらせる）						
事故の概要	<p>1 概要（可能な限り時系列で記載）</p> <p>3月2日</p> <p>11:45 共同生活室の食事の席に座り、配膳される。</p> <p>12:05 うつむいている熊谷さんを介護職員が発見し、看護職員へ応援依頼。心臓マッサージ、AED、タッピング、吸引等実施。緊急搬送を依頼。</p> <p>12:10 病院へ緊急搬送。家族へも連絡。</p> <p>12:30 病院にて死亡確認。医師から死因について窒息と説明がある。</p> <p>15:00 △△警察署来園。検視が行われるも、事件性なしとのこと。</p> <p>※家族には事故時の状況説明をし、理解いただいた。</p> <p>食事は自力摂取。主菜のみ一口大にカットし提供していた。</p> <p>2 事故の原因</p> <p>食事は自力摂取であり、嚥下状態も悪くなかったが、当日は傾眠気味であった。また、ここ二週間程むせる様子があり、食事形態の変更を検討すべきだった。</p> <p>3 事故発生後の施設の対応（家族対応や受診対応について）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窒息事故発見時にマニュアル通りの処置と緊急搬送要請。</li> <li>・家族へは緊急搬送要請時に連絡済。</li> </ul>						
その他連絡事項							

様式3 記入例 [インフルエンザ]

再発防止策報告書

令和 2年 3月 27日

(宛先) ○○福祉事務所長

施設名 特別養護老人ホーム●●館

管理者 埼玉 太郎

下記のとおり、再発防止策を講じましたので報告します。

記

事故発生施設	所在地：埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1						
	施設名：特別養護老人ホーム●●館（サービス種別 特養）						
	報告者名：埼玉 太郎						
	電話：048-830-3247						
対象利用者氏名	11名罹患	年齢		性別		要介護度	
発生日時	令和 2年 3月 2日（ 月 曜日）						10時45分
発生場所	<input checked="" type="checkbox"/> 居室（療養室） <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 食堂（共同生活室） <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 不明						
事故の種別	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 窒息 <input checked="" type="checkbox"/> 感染症の発生 <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 誤薬・落薬 <input type="checkbox"/> 離脱 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 虐待（疑い） <input type="checkbox"/> 利用者間トラブル <input type="checkbox"/> 職員の不祥事 <input type="checkbox"/> その他（ ）						
発生状況	<input type="checkbox"/> 介助中 <input type="checkbox"/> 利用者単独時 <input type="checkbox"/> 職員の見守り下 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ）						
ケガ等の状況	<input type="checkbox"/> 骨折（ヒビを含む） <input type="checkbox"/> 切り傷・裂傷 <input type="checkbox"/> 打撲・脱臼 <input type="checkbox"/> 熱傷 <input checked="" type="checkbox"/> 感染症（病名： インフルエンザ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）						
再発防止策等	<p>1 事故の概略（簡潔に記載）</p> <p>3月 2日 入所者6名、職員1名罹患。</p> <p>3月 4日 入所者5名、職員2名罹患。罹患者が10名を超えたため○○保健所へ報告。</p> <p>3月13日 入所者11名、職員1名完治。また、4日以降罹患した入所者はいないため、終息。</p> <p>罹患者数合計：入所者11名、職員3名</p> <p>2 事故原因又は原因の検討結果等</p> <p>最初に罹患した入所者が発症するまでは、体調不良を訴える入所者はいなかったため、外部からの持ち込みが原因ではないかと推測される。</p> <p>3 再発防止策（事故の原因に対する具体的対策及び職員への周知方法を記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザの流行期には、家族等の面会を共用スペースのみで限定をする。</li> <li>・施設内へ入る方には、手洗い、消毒、マスクの着用を強制する。</li> <li>・職員へ予防接種を徹底させる。</li> <li>・上記対策について、施設内の掲示及び、朝礼で周知を行った。（別添資料参照）</li> </ul>						
その他連絡事項							

様式3 記入例〔骨折〕

再発防止策報告書

令和 2年 3月 9日

(宛先) ○○福祉事務所長

施設名 有料老人ホーム●●館

管理者 埼玉 一郎

下記のとおり、再発防止策を講じましたので報告します。

記

事故発生施設	所在地：埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1							
	施設名：有料老人ホーム●●館 (サービス種別 特定施設)							
	報告者名：埼玉 一郎							
	電話：048-830-3247							
対象利用者氏名	浦和 花子	年齢	88	性別	女	要介護度	3	
発生日時	令和 2年 3月 2日 ( 月 曜日)							3時45分
発生場所	<input checked="" type="checkbox"/> 居室(療養室) <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 食堂(共同生活室) <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 不明							
事故の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 窒息 <input type="checkbox"/> 感染症の発生 <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 誤薬・落薬 <input type="checkbox"/> 離脱 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 虐待(疑い) <input type="checkbox"/> 利用者間トラブル <input type="checkbox"/> 職員の不祥事 <input type="checkbox"/> その他( )							
発生状況	<input type="checkbox"/> 介助中 <input checked="" type="checkbox"/> 利用者単独時 <input type="checkbox"/> 職員の見守り下 <input type="checkbox"/> その他( )							
ケガ等の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 骨折(ヒビを含む) <input type="checkbox"/> 切り傷・裂傷 <input type="checkbox"/> 打撲・脱臼 <input type="checkbox"/> 熱傷 <input type="checkbox"/> 感染症(病名： ) <input type="checkbox"/> その他( )							
再発防止策等	<p>1 事故の概略(簡潔に記載) 別紙参照。</p> <p>2 事故原因又は原因の検討結果等 夜間に起床することがあまりない入居者様であったため、想定外であった。浦和様がトイレへ行こうと起床し、歩行した際にふらつき倒れたことが想定される。また、床に敷いてあったマットがめくれている箇所があり、躓いた可能性もある。さらに、家族から①夜間帯の見守りの強化 ②事故があった場合の速やかな報告の2点について要望あり。</p> <p>3 再発防止策(事故の原因に対する具体的対策及び職員への周知方法を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りセンサーの使用。</li> <li>・自力で起床ができるように周辺環境を整える。</li> <li>・全入居者に対して、マットのめくれ等、転倒リスクにつながるものを確認する。</li> <li>・環境を整えることについて、遅番・夜勤の職員の業務マニュアルへ追加。</li> <li>・職員への介護研修で事例として共有する。</li> <li>・施設入居時に家族へ、どの程度の事例で報告を求めるのか、連絡可能な時間帯はいつなのかを確認する。家族の要望に応じて、適切に報告を行う。</li> </ul>							
その他連絡事項								

様式3 記入例 [窒息]

再発防止策報告書

令和 2年 3月 9日

(宛先) ○○福祉事務所長

施設名 特別養護老人ホーム●●館

管理者 埼玉 太郎

下記のとおり、再発防止策を講じましたので報告します。

記

事故発生施設	所在地：埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1						
	施設名：特別養護老人ホーム●●館 (サービス種別 特養)						
	報告者名：埼玉 太郎						
	電話：048-830-3247						
対象利用者氏名	熊谷 次郎	年齢	94	性別	男	要介護度	4
発生日時	令和 2年 3月 2日 ( 月 曜日)					12時 5分	
発生場所	<input type="checkbox"/> 居室(療養室) <input type="checkbox"/> 廊下 <input checked="" type="checkbox"/> 食堂(共同生活室) <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 不明						
事故の種別	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 転落 <input checked="" type="checkbox"/> 窒息 <input type="checkbox"/> 感染症の発生 <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 誤薬・落薬 <input type="checkbox"/> 離脱 <input type="checkbox"/> 交通事故 <input type="checkbox"/> 虐待(疑い) <input type="checkbox"/> 利用者間トラブル <input type="checkbox"/> 職員の不祥事 <input type="checkbox"/> その他( )						
発生状況	<input type="checkbox"/> 介助中 <input type="checkbox"/> 利用者単独時 <input checked="" type="checkbox"/> 職員の見守り下 <input type="checkbox"/> その他( )						
ケガ等の状況	<input type="checkbox"/> 骨折(ヒビを含む) <input type="checkbox"/> 切り傷・裂傷 <input type="checkbox"/> 打撲・脱臼 <input type="checkbox"/> 熱傷 <input type="checkbox"/> 感染症(病名： ) <input checked="" type="checkbox"/> その他(食物を気道に詰まらせる)						
再発防止策等	<p>1 事故の概略(簡潔に記載)</p> <p>11:45 共同生活室の食事の席に座り、配膳される。            12:05 うつむいている熊谷さんを介護職員が発見し、看護職員へ応援依頼。            心臓マッサージ、AED、タッピング、吸引等実施。緊急搬送を依頼。            12:10 病院へ緊急搬送。家族へも連絡。            12:30 病院にて死亡確認。医師から死因について窒息と説明がある。            15:00 △△警察署来園。検視が行われるも、事件性なしとのこと。            ※家族には事故時の状況説明をし、理解いただいた。            食事は自力摂取。主菜のみ一口大にカットし提供していた。</p> <p>2 事故原因又は原因の検討結果等</p> <p>食事は自力摂取であり、嚥下状態も悪くなかったが、当日は傾眠気味であった。            また、ここ二週間程むせる様子があり、食事形態の変更を検討すべきだった。</p> <p>3 再発防止策(事故の原因に対する具体的対策及び職員への周知方法を記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事介助前に覚醒状況の確認を行い、状態が優れない場合は食事の時間帯をずらす等の対応をする。</li> <li>・嚥下の状況は細かく確認し、むせ込みや飲み込みが上手くいかない等の変化が見られた際には、看護職員、管理栄養士らと連携して食事形態の変更を検討する。</li> </ul>						
その他連絡事項							